

第4次鳥取県男女共同参画計画 (案)

平成28年7月

鳥取県

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	鳥取県男女共同参画計画の策定趣旨	1
2	鳥取県が目指す姿	2
3	基本理念	3
4	計画の位置づけ	3
5	計画の期間	4
6	県・市町村・県民・事業者・民間団体の責務	4
7	計画の進捗管理	4
8	計画の推進体制	5
9	鳥取県における男女共同参画の現状	6
10	基本テーマ	16

第2章 計画の内容

	第4次鳥取県男女共同参画計画の体系	17
	基本テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり	18
	重点目標1 働く場における女性の活躍促進	18
	重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進	34
	基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり	39
	重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援	39
	重点目標4 誰もが安心に暮らせる環境整備	45
	重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	54
	基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	61
	重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	61

第1章 計画の基本的な考え方

1 鳥取県男女共同参画計画の策定趣旨

第4次鳥取県男女共同参画計画（以下、「第4次計画」という。）は、「女性も男性も高齢者も若者も、家庭・地域・職場のあらゆるところで、心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる男女共同参画社会の実現」を目指し、「鳥取県男女共同参画推進条例」の規定により、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため策定するものです。

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、鳥取県では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成12年に「鳥取県男女共同参画推進条例」を制定し、平成13年に「鳥取県男女共同参画計画」を策定しました。以降、平成19年に第2次計画、平成24年に第3次計画を策定し、鳥取県における男女共同参画に関する取組を総合的に進めてきました。また、平成13年には、男女共同参画社会の実現を目指した拠点施設として、「鳥取県男女共同参画センター“よりん彩”」を開設しています。

第3次鳥取県男女共同参画計画では、男女共同参画社会の実現を目指し、3つの基本テーマと10の重点項目を設定し、取組を進めてきました。その結果、県・市町村における審議会等委員や管理職に占める女性割合は全国上位となり、物事を決める場面への女性の登用は着実に拡大しています。また、子育て支援制度の充実により、保育所への年度当初の待機児童数がゼロなど、男女が働きながら子育てしやすい基盤整備が進んできています。

しかしながら、固定的性別役割分担意識は強く残っています。また、職場、地域など物事を決める場面への女性の参画は徐々に増えているものの、男性と比べ低い状況にあり、家事や育児等の家庭における責任も依然として女性に偏っており、男性の家庭への参画など課題が残っています。

少子高齢化が進行するとともに、未婚・晩婚化や単身世帯・ひとり親世帯が増加しており、特に女性においては男性に比べ非正規雇用が多いことなどから生活困難に陥りやすい状況にあるなど、社会・経済情勢は、男女共同参画を取り巻く状況にも大きく影響し、変化してきています。

また、人口構造が変化していく中で、意欲と能力を持った女性の活躍は、地域社会の持続・活性化につながることから、「女性の活躍」は地方創生の鍵とされています。こうした中、国において、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」が制定されるなど、女性の活躍推進への期待が高まっています。

第4次計画では、これまでの取組の成果や課題、国の動きや社会情勢の変化などを踏まえ、鳥取県の強みや特色を活かした鳥取らしい男女共同参画の推進を目指し、更なる取組を推進します。

2 鳥取県が目指す姿

共に認めあい、互いに支えあい、誰もが活躍できる元気な鳥取県

鳥取県が目指している男女共同参画社会は、

女性も男性も高齢者も若者も、家庭・地域・職場のあらゆるところで、

- ・性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が大切にされ
- ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ・自分にできることは自分の責任で持って取り組み
- ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って

心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる社会です。

第4次計画では、その実現に向けて、小さな県であることの「機動性」や、「顔が見えるネットワーク」、人とひと、地域との強い絆「支え愛」の精神など、鳥取県の強みや特色を活かし、県民の皆さん、企業や市町村等と協働、連携しながら、鳥取県らしい男女共同参画を推進する「共に認めあい、互いに支えあい、誰もが活躍できる元気な鳥取県」を目標に取り組みます。

○家庭

男女がお互いを尊重し、理解し、家事・育児・介護など家族みんなで協力し、助け合いながら暮らします。

○地域

老若男女問わず、そこに住む誰もが自治会などの地域活動やPTA活動、防災活動などに参画し、互いに支え合いながら、生き生きと生活します。

○職場

男女が共に働きやすく、能力を発揮し活躍できる職場環境が整うとともに、家庭生活や地域生活を大切にしながら働きます。

○学校

性別にとらわれることなく多様な生き方が選択でき、一人ひとりの個性と能力を伸ばし、思いやりと自立の意識を育む教育を行います。

3 基本理念

平成12年に策定した「鳥取県男女共同参画推進条例」では、次の7つの基本理念を定めています。この条例の基本理念は現在の男女共同参画を推進するにあたっての基本的な考え方であることから、この7つの基本理念を第4次計画の基本理念とします。

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重する社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機運が確保される社会
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負う社会
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合う社会

4 計画の位置づけ

第4次計画は、男女共同参画社会基本法第14条第1項及び鳥取県男女共同参画推進条例第8条第1項に基づき策定し、男女共同参画社会の実現に向けた県の施策を総合的・計画的に推進するための行動計画です。

(1) 女性活躍推進法との関係性

鳥取県では、女性活躍推進法第6条に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に特化した「鳥取県女性活躍推進計画」（計画期間：平成28年度～平成32年度）を策定し、その施策を総合的に実施することとしています。

第4次計画は、様々な場における男女共同参画を進めていくものであり、「働く場」もその一分野に含まれるものです。今回、「働く場における女性の活躍」は第4次計画の重要な要素として、重点目標1に位置付けており、「鳥取県女性活躍推進計画」の内容を踏まえ計画を策定し、男女共同参画の推進に向け一体的に取り組んでいきます。

(2) 国や他の計画との関係性

この計画は、男女共同参画に関する動向や国の「第4次男女共同参画基本計画」を踏まえ策定します。

さらに、鳥取県の「子育て王国とっとり推進指針」、「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」、「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」、「とっとり若者自立応援プラン」、「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び加害者支援計画」や「鳥取県人権施策基本方針」など県の関連計画とも整合性を図りながら策定します。

5 計画の期間

平成28年度（平成28年11月1日）から平成32年度まで

6 県・市町村・県民・事業者・団体の責務

(1) 県の責務

県は、鳥取県男女共同参画推進条例の基本理念にのっとり、鳥取県男女共同参画計画を定め、男女共同参画に関する施策を総合的に推進します。

県は、県民、事業者、国及び市町村と連携強化を図りながら男女共同参画を推進します。

(2) 市町村の責務

市町村は、地域の実情に応じて、県や関係団体などと連携を図りながら、男女共同参画推進の取組を進めます。

(3) 県民の責務

県民一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深め、その実現に向けて、家庭・地域・職場のあらゆるところで実践します。

(4) 事業者の責務

事業者は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など男女が共に働きやすい職場環境づくりを進めます。

事業主は、性別に関わりなく個性と能力が発揮できるなど男女が共に活躍できる職場環境づくりを進めます。

(5) 民間団体の責務

民間団体は、県や市町村と連携をとりながら、地域の実情に応じて、男女共同参画の視点に立った様々な活動を展開します。

7 計画の進捗管理

鳥取県男女共同参画行政推進会議において、数値目標及び具体的施策により、計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて見直しするなど適切な進行管理を行います。

毎年度、第4次鳥取県男女共同参画計画の進捗状況を把握するため、施策の実施状況や数値目標の達成状況をとりまとめた年次報告書を作成し、公表します。

8 計画の推進体制

男女共同参画社会を実現するためには、家庭、地域、職場など社会の様々な場面で取組を推進していくことが必要です。このため、オール鳥取県として、市町村、企業、民間団体などと連携を強化し、一体となった取組体制を整備します。

(1) 鳥取県男女共同参画行政推進会議

男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的かつ効率的に推進し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を入れ、庁内の各部局が連携し取り組んでいくため、女性活躍推進課を事務局とし、副知事を座長に各部長などで構成する鳥取県男女共同参画行政推進会議を設置しています。

男女共同参画計画に関する施策の点検、進捗管理や具体的な取組について議論し、積極的な取組を進めます。

(2) 鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）（鳥取県男女共同参画推進条例第 11 条）

男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として、平成 13 年 4 月に倉吉未来中心に鳥取県男女共同参画センターを設置し、男女共同参画に関する様々な研修の実施、図書、ビデオの貸出し、情報提供、相談事業、活動支援などを行っています。

時代の変化や県民のニーズを踏まえた啓発活動を実施するとともに、情報収集・発信能力の向上や男性の利用促進、市町村や民間団体などとの協働・連携により機能の充実・強化を図り、地域における男女共同参画の一層の推進を図ります。

(3) 鳥取県男女共同参画審議会（鳥取県男女共同参画推進条例第 32 条～38 条）

鳥取県男女共同参画計画の策定及びその他の男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、附属機関として設置しています。審議会の委員は、男女双方の意見を反映させるため、男女いずれかの一方が 4 割未満としないこととしています。

男女共同参画施策の推進状況について審議し県に提言します。

(4) 輝く女性活躍加速化とっとり会議

経済界主導のもと、県内の女性の活躍の機運醸成を図るため、経済団体、労働団体、行政が一丸となって取組む官民連携組織として設置しています。

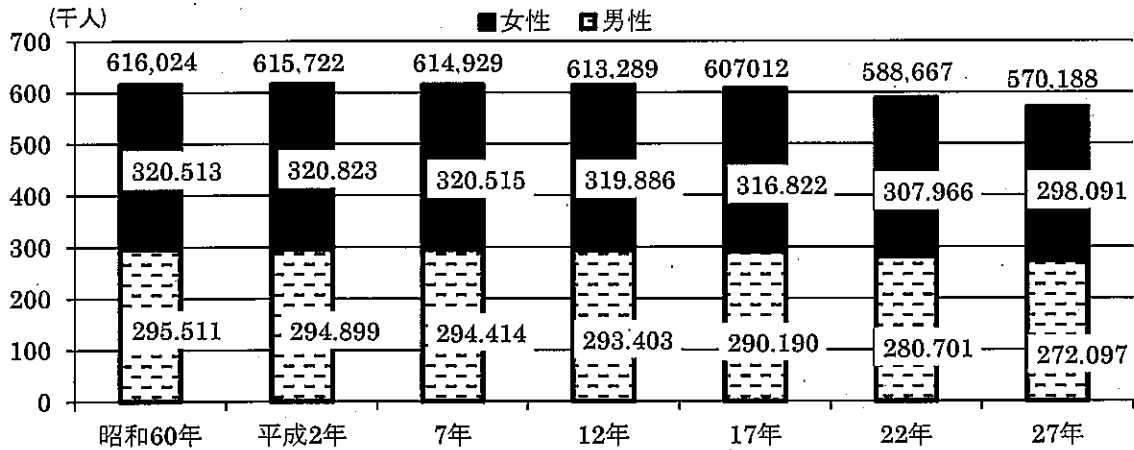
女性活躍推進法第 23 条に基づく「協議会」に位置づけており、女性の職業生活における活躍に関する取組について検討し、取組を進めていきます。

9 鳥取県における男女共同参画の現状

(1) 人口

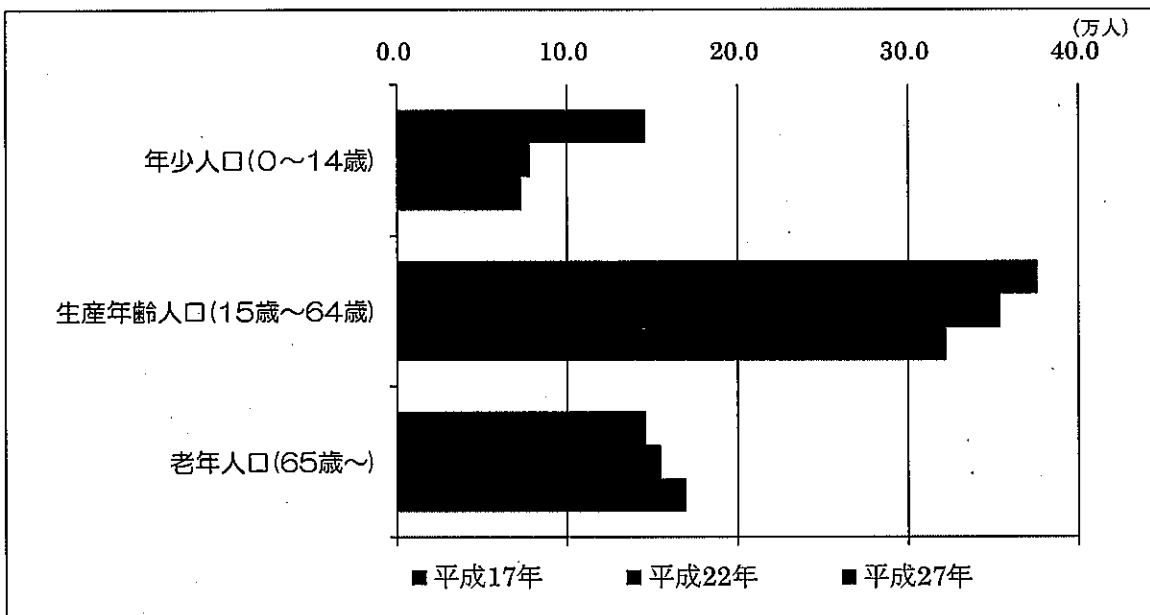
少子高齢化に伴い、生産年齢人口の割合が低下し、老年人口が増加するなど人口構造の変化が見られます。また、今後も人口減少が見込まれており、地域の担い手不足や経済力の低下が懸念されています。

【鳥取県の人口推移】



参考：総務省「国勢調査」、平成27年は速報値

【年齢3区分別人口の推移】



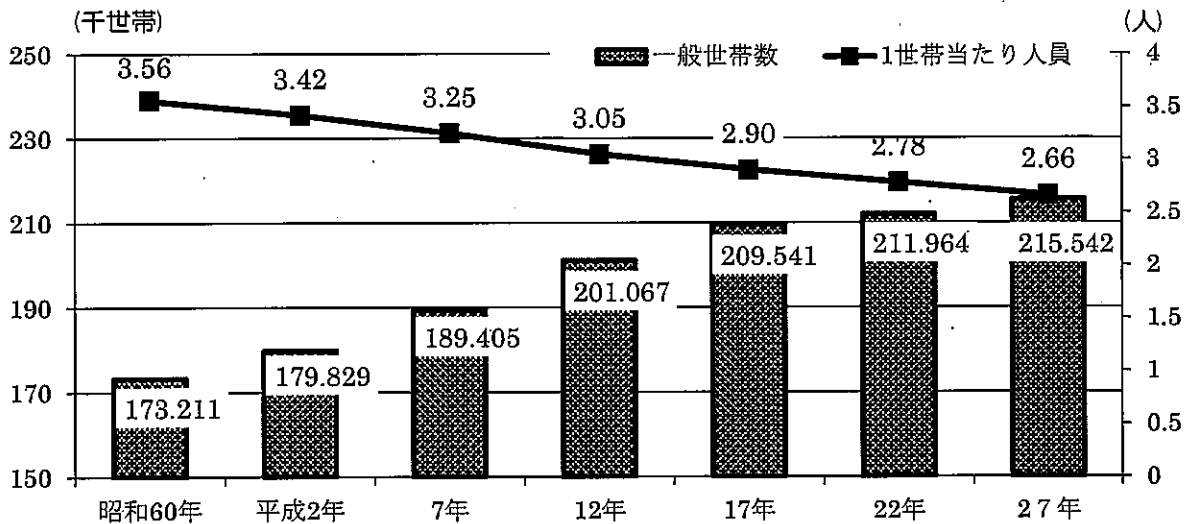
参考：総務省「国勢調査」、平成27年は速報値

(2) 世帯

鳥取県の一般世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たりの人員は減少傾向にあります。

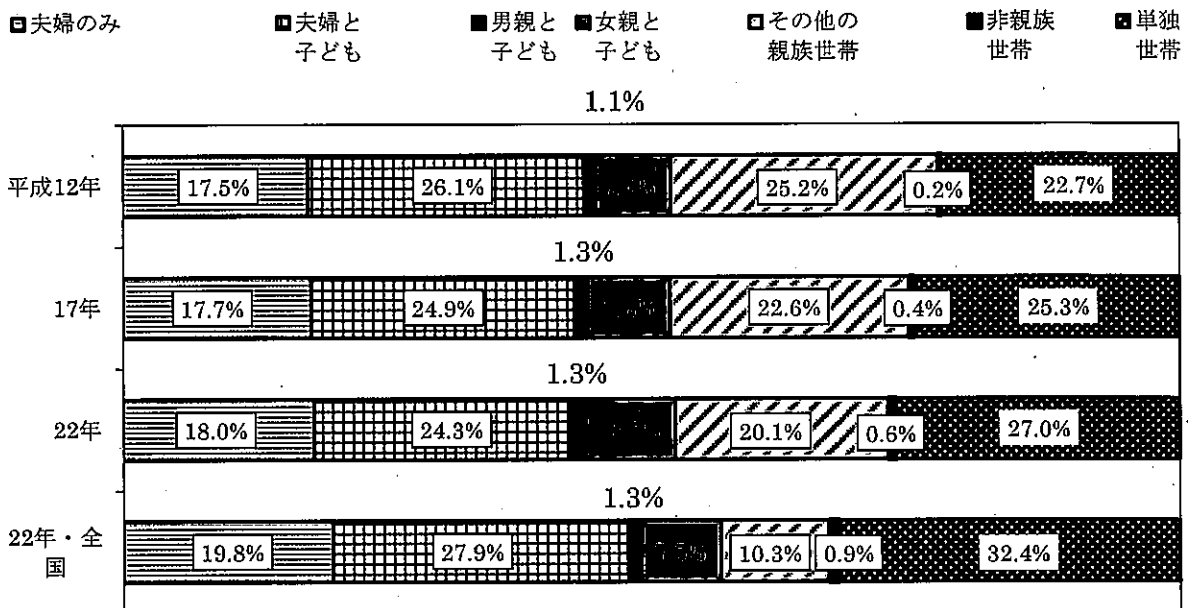
また、家族類型別世帯数を見ると、「その他の親族世帯（3世帯同居等）」の割合が全国と比べ高いのが特徴ですが、減少傾向にあります。一方で「単独世帯」や「女親と子ども世帯」の割合が増加するなど、家族形態に変化が見られます。

【一般世帯数、1世帯当たり人員の推移】



参考：総務省「国勢調査」、平成27年は速報値

【一般世帯の家族類型別世帯数の推移】

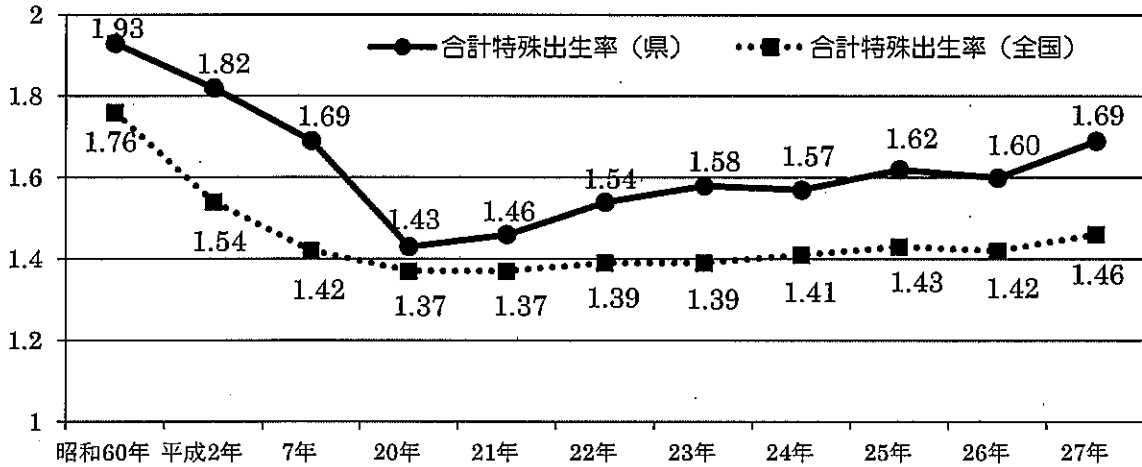


参考：総務省「国勢調査」

(3) 人口動態

鳥取県の合計特殊出生率は全国を上回って推移しており、平成27年の合計特殊出生率は、1.69で、最も低かった平成20年より0.26ポイント増加しています。

【合計特殊出生率】

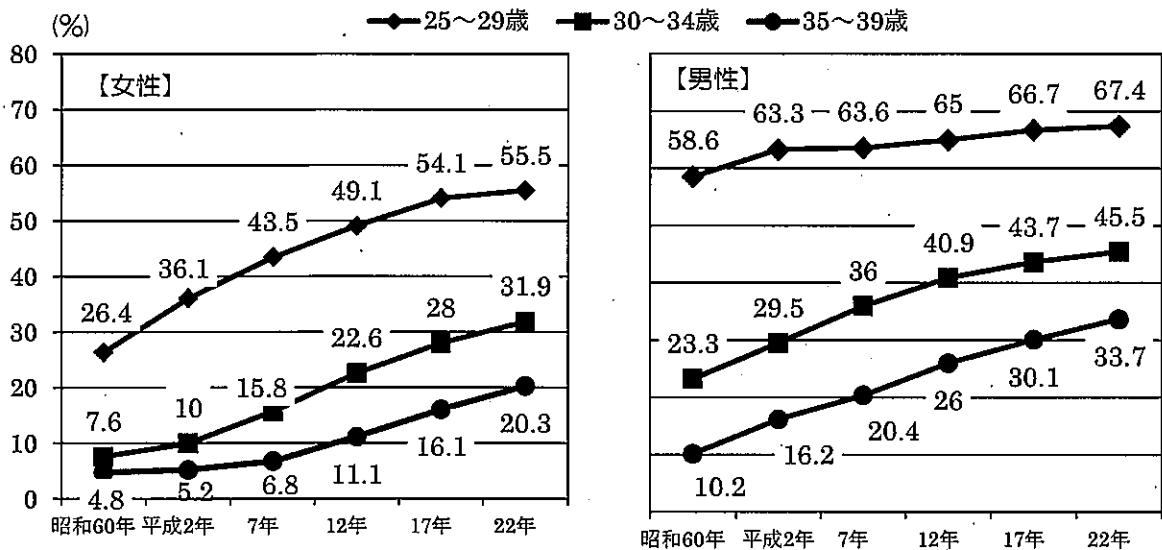


参考：厚生労働省「人口動態統計」

(4) 未婚率

鳥取県の年齢階級別未婚率は、男女とも各年齢階級において上昇しており、女性と比べて男性の未婚率が高くなっています。

【年齢階級別未婚率】

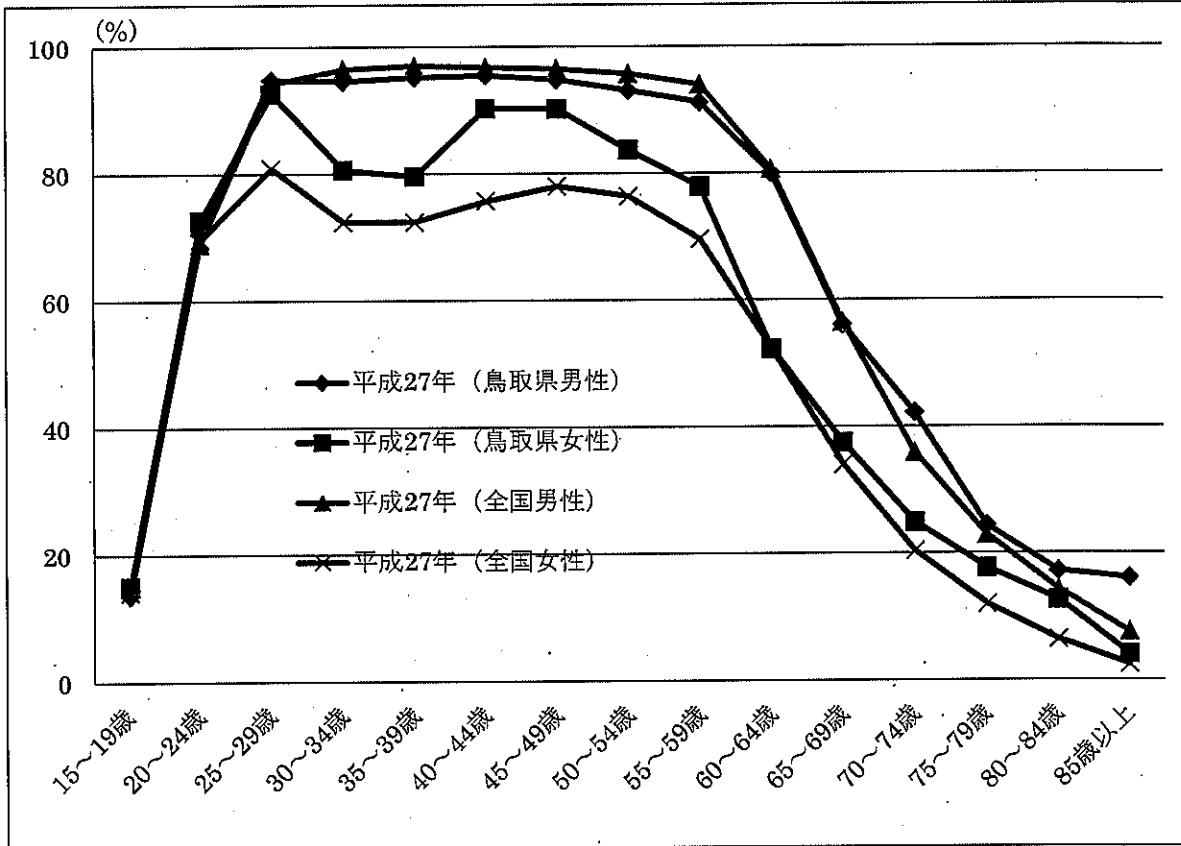


参考：総務省「国勢調査」

(5) 男女の就労状況

鳥取県の女性の労働力率は、年齢階級別にみると30歳代を底とするM字カーブ*を描いており、カーブの底における労働力率は全国と比べて高いものの、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性の存在が伺えます。

【女性の労働力率】



参考：総務省「H27 国勢調査」抽出速報集計結果

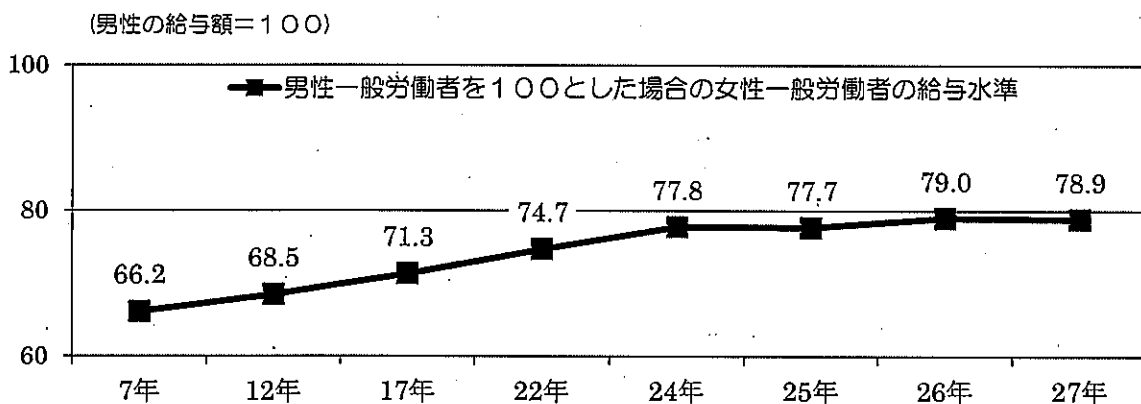
***M字カーブ**

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する(せざる得ない)女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。

(6) 男女間賃金格差

鳥取県の平成 27 年における給与所得は、男性一般労働者の給与水準を 100 とすると、女性一般労働者の給与水準は、78.9 であり、男女間の差は縮小傾向にあります。

【男女間の所定内給与格差】



参考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(7) 正規・非正規労働者の状況

鳥取県の平成 24 年における女性の正規雇用者の割合は 47.1%、非正規雇用者の割合は 52.9%で、非正規雇用者が過半数を占めています。男性と比べると女性の非正規雇用者の割合は高くなっています。

平成 27 年に鳥取県が独自調査した結果によると、女性の正規雇用者の割合は、54.4%であり、正規雇用者の割合は増加しています。

【雇用形態別雇用者の割合】

区分		H14	H19	H24	H27
女性	正規	56.3%	51.5%	47.1%	54.4%
	非正規	43.7%	48.5%	52.9%	45.6%
男性	正規	86.4%	81.9%	79.2%	82.3%
	非正規	13.6%	18.1%	20.8%	17.7%

参考：総務省「就業構造基本調査」、平成 27 年数値は、鳥取県「企業の女性管理職登用等実態調査」(平成 27 年)によるもの

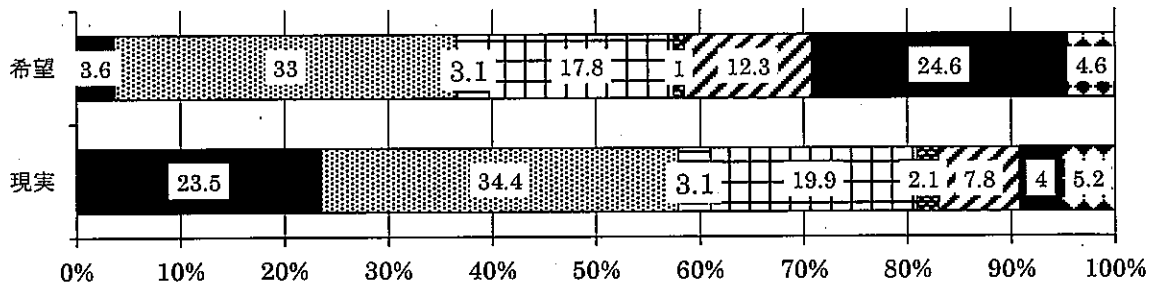
(8) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

平成 26 年鳥取県男女共同参画意識調査によると、仕事と生活の調和に関する「希望」は、男女ともに「家庭生活」を優先と答えた割合が高くなってはいますが、「現実」では男性は仕事、女性は仕事又は家庭生活を優先している割合が高く、希望と現実との間には差が見られます。

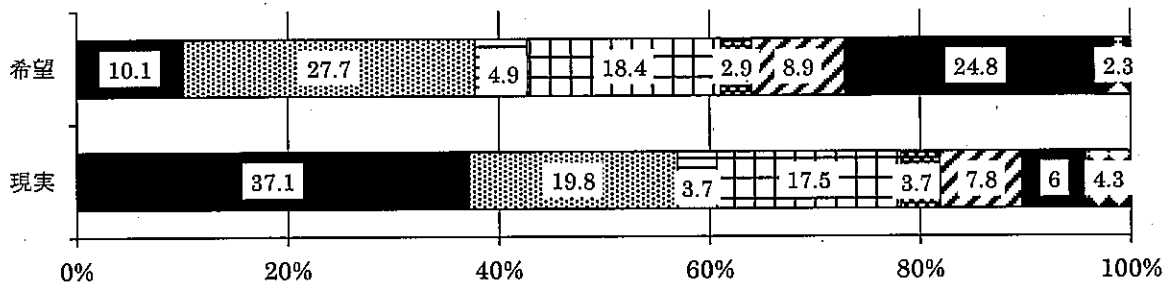
【仕事と生活の調和に関する希望と現実】

- 「仕事」を優先
- 「家庭生活」を優先
- ▨ 「地域・個人の生活」を優先
- ▧ 「仕事」と「家庭生活」をともに優先
- ▩ 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先
- ▦ 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のバランス
- わからない

(女性)



(男性)



参考：鳥取県男女共同参画意識調査（平成 26 年）

*仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

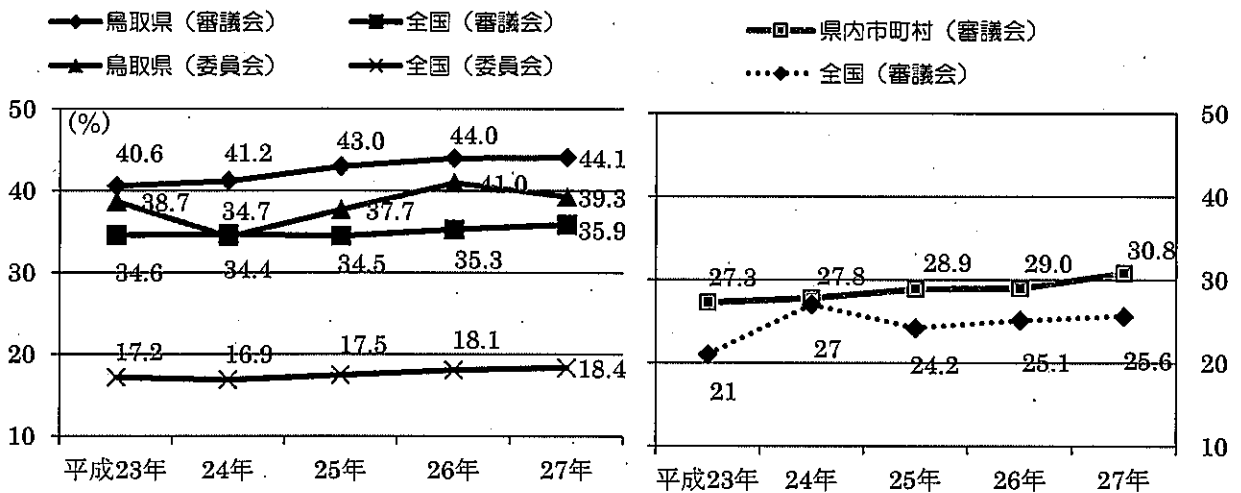
(9) 女性の参画状況

① 審議会等委員に占める女性の割合（県・市町村）

平成 27 年の鳥取県の審議会委員における女性の割合は、県 44.1%、市町村 30.8%となっており、全国平均を上回って推移しています。

また、県の委員会委員における女性割合も、39.3%で全国平均を大きく上回って推移しています。

【審議会委員等における女性割合の推移】

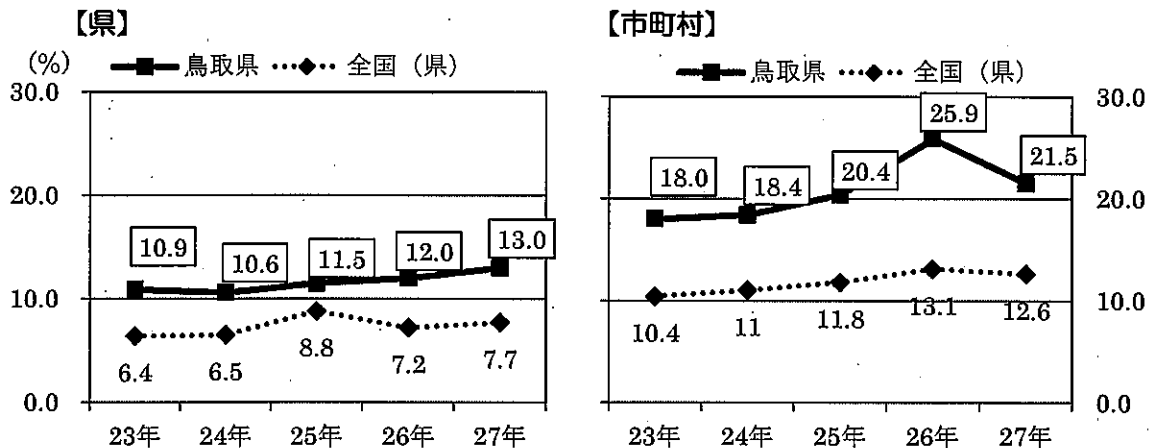


参考：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

② 管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合（県・市町村）

平成 27 年の鳥取県の自治体管理職における女性の割合は、県が 13.0%、市町村は 21.5%となっており、全国平均を大きく上回っています。

【自治体管理職における女性割合の推移】

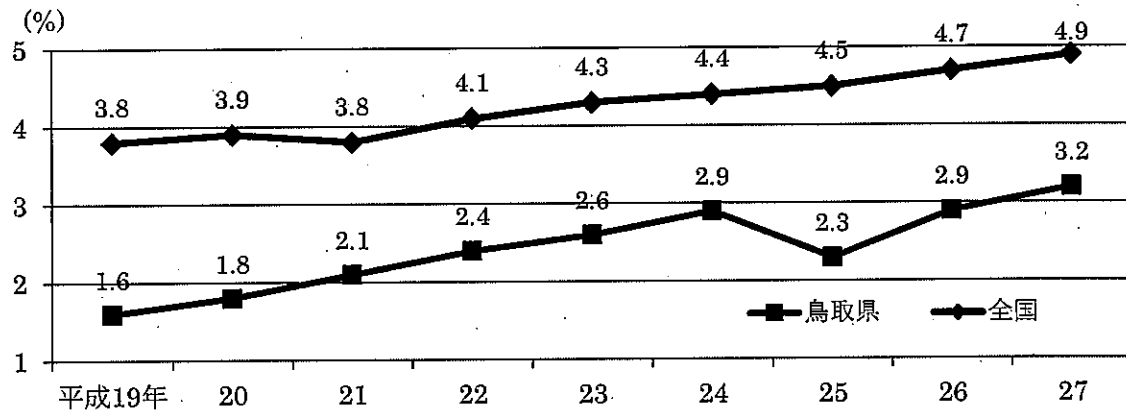


参考：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

③自治会長に占める女性の割合

平成27年の鳥取県の自治会長における女性の割合は3.2%にとどまっており、全国平均を下回っています。

【自治会長における女性割合】

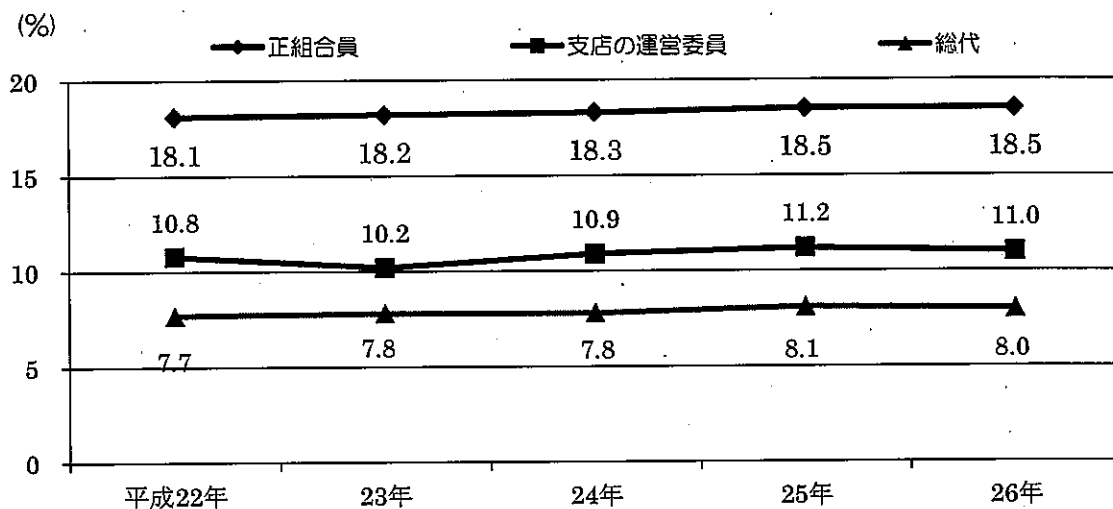


参考：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

④農業協同組合における女性の割合

平成26年の農業協同組合における女性の割合は、正組合員、各支店の運営委員、総代ともほぼ横ばいとなっています。

【農業協同組合における女性割合の推移】



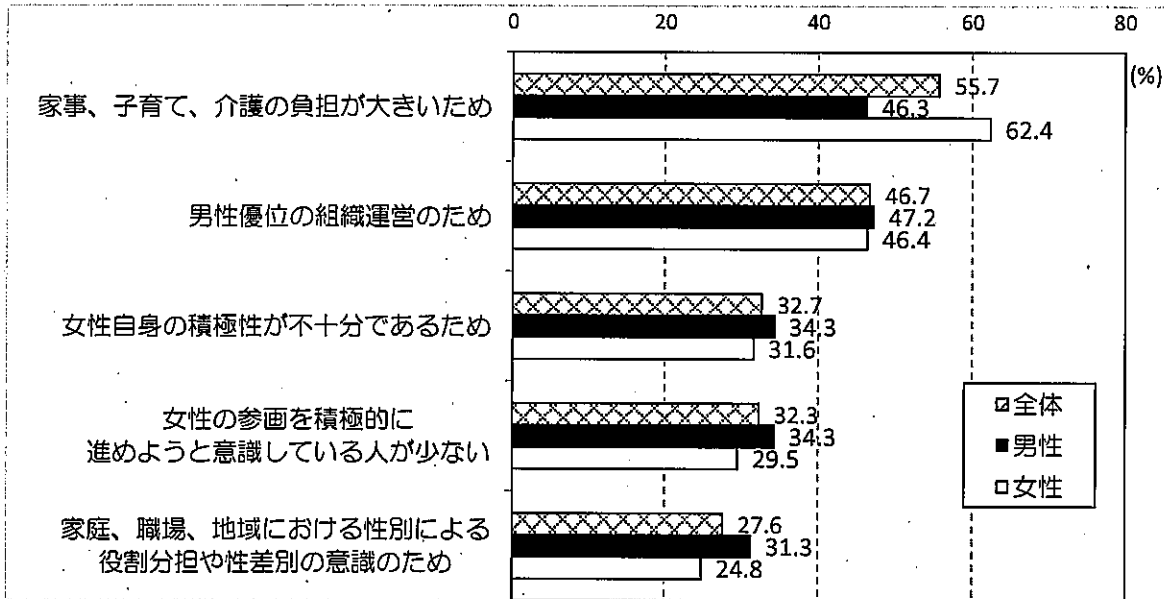
参考：鳥取県農林水産総務課調べ

(10) 男女共同参画に関する意識

①政策企画や方針決定過程への女性の参画が少ない理由

「家事、子育て、介護の負担が大きいため」と答えた割合が最も高く、特に女性に占める割合が高くなっています。

【地域・職場等における方針決定過程に女性の参画が少ない理由（上位5項目）】

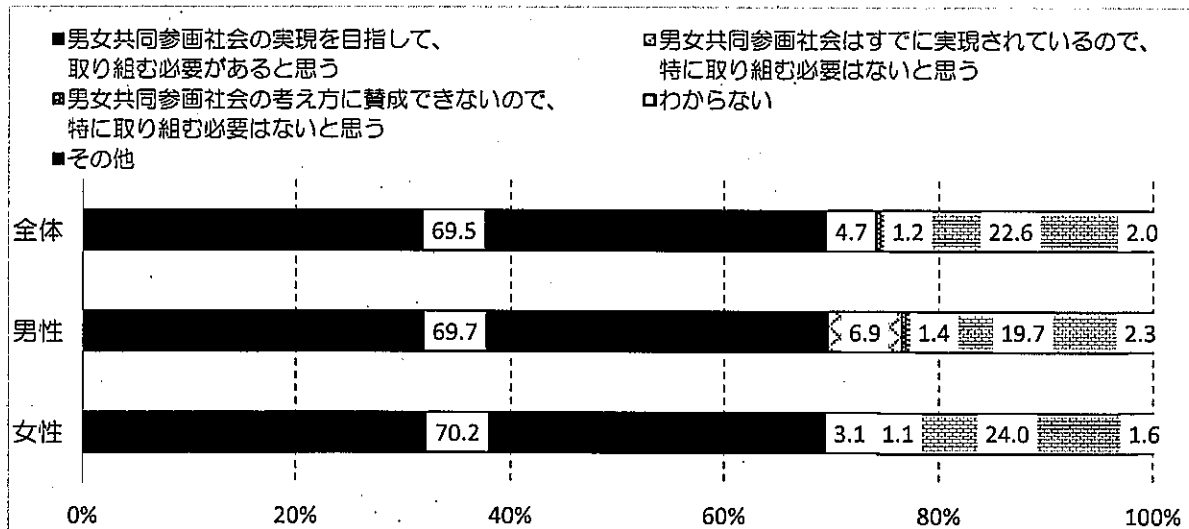


参考：鳥取県男女共同参画意識調査（平成 26 年）

②男女共同参画社会についての考え

約7割の人が「男女共同参画社会の実現を目指して取り組む必要がある」と考えています。

【男女共同参画の考え方】

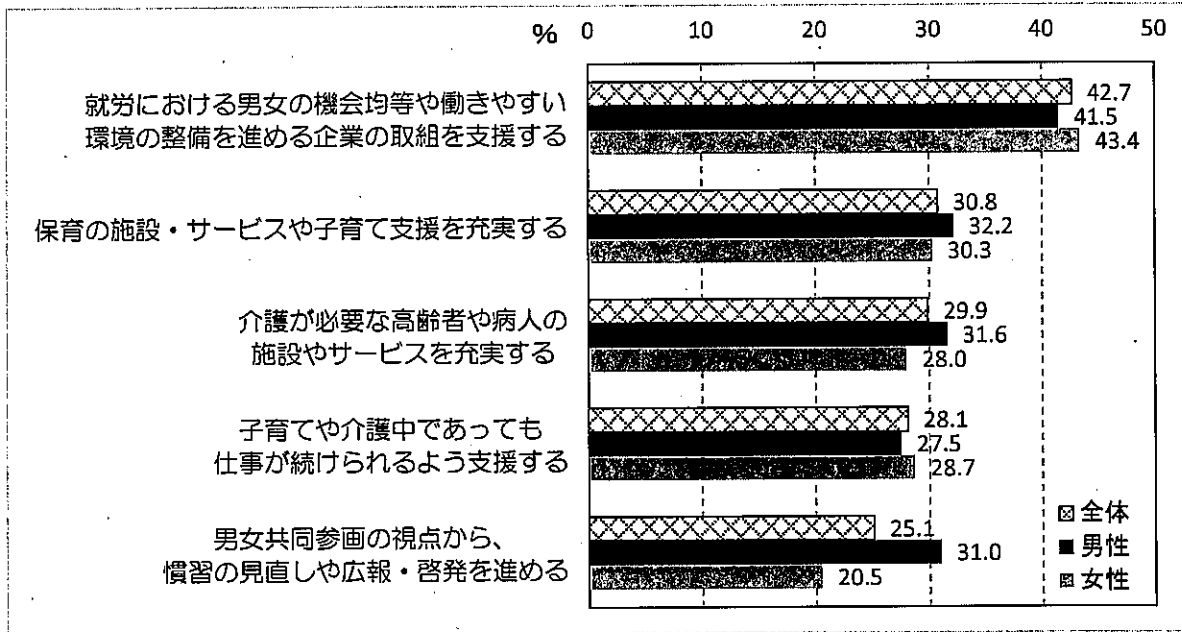


参考：鳥取県男女共同参画意識調査（平成 26 年）

③男女共同参画社会実現のために鳥取県が力を入れるべきこと

「就労における男女の機会均等や働きやすい環境整備を進める企業の取組を支援する」と答えた割合が男女とも最も高くなっています。

【行政が力を入れるべきこと（上位5項目）】



参考：鳥取県男女共同参画意識調査（平成 26 年）

10 基本テーマ

基本テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり

男女が互いに協力し、支え合い、仕事と生活のバランスがとれ、充実した生活を送ることができるよう、男女が能力を発揮し、様々な分野に主体的に参画し、ともに活躍できる環境づくりに向け、女性活躍の取組を推進します。

基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり

人権が尊重され、一人ひとりが自立し、誰もが安全・安心して暮らすことができるよう、男女間での暴力根絶に向けた取組、困難な状況に直面した人々への支援や男女が心身ともに健康に生きることができるよう取組を推進します。

基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

多様な生き方が選択でき、男女が希望に応じてともに働き、互いに家庭を支えあうことができるよう、固定的性別役割分担意識の解消に向け、一人ひとりが性別にかかわらず個性や能力を発揮することを学んだり、考えたり、行動できるよう、あらゆる人たちに男女共同参画の理解が定着するよう推進します。

第2章 計画の内容

第4次鳥取県男女共同参画計画の体系

3つの基本テーマと6つの重点目標を設け、男女共同参画の推進を図ります。

A 男女が共に活躍できる環境づくり

重点目標	施策の基本的方向
1 働く場における女性の活躍推進	(1)仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (2)男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり (3)農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進
2 地域・社会活動における女性の活躍推進	(1)議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進 (2)地域活動における男女共同参画の推進 (3)地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進 (4)防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

B 安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標	施策の基本的方向
3 生涯を通じた男女の健康支援	(1)生涯を通じた男女の健康の保持増進 (2)妊娠・出産等に関する支援 (3)健康をおびやかす問題についての対策の推進
4 誰もが安心に暮らせる環境整備	(1)高齢者が暮らしやすい環境の整備 (2)障がい者が暮らしやすい環境の整備 (3)外国人が暮らしやすい環境の整備 (4)ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 (5)性的マイノリティに関する理解促進
5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1)暴力を許さない社会づくり (2)安心して相談できる体制づくり (3)様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

C 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

重点目標	施策の基本的方向
6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	(1)男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発 (2)子どもの頃からの男女共同参画の推進 (3)生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 (4)男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (5)国際的視野に立った男女共同参画の推進

基本テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり

重点目標1 働く場における女性の活躍推進

<現状と課題>

全国調査によると、働く女性の約6割が第一子の出産を機に離職し、就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない女性が約303万人に上ると言われています。M字カーブ問題はいまだ解消されておらず、就業を継続し、管理職となり能力を発揮している女性はまだ少数にとどまっています。

平成26年に鳥取県が実施した女性活躍加速化アンケートによると、働く女性が活躍するための阻害要因として、「男性と比べて家庭責任が重い」が78.3%で最も高く、次いで「時間外労働、深夜勤務」が33.4%でした。また、働く女性の管理職への昇格希望は、過半数の56.0%の女性が「なりたくない」で、「なりたい」と答えた女性は10.2%となっています。管理職になりたくない理由に関しては、「自分の能力に自信がない」が最多で49.0%、「責任が重くなるから」が40.9%と、4割を超えています。

長時間労働等を前提とした男性中心の働き方や根強く残る固定的性別役割分担意識*により、家事・育児や介護など家庭における負担が女性に偏っており、こうした状況が、就業を継続し、管理的地位*等となり能力を発揮して働きたい女性が活躍できない阻害要因となっています。女性活躍の推進に当たっては、男性や企業トップ等の意識改革を進め、長時間労働の改善や柔軟な働き方の推進など男女の働き方を見直していくことが重要です。

一方で、男性においても、長時間労働や育児等に関する制度が利用しにくいといった理由等により、家庭生活や地域活動への参画が進みにくい状況があることから、育児休業の取得など企業における仕事と家庭との両立に向けた理解促進や家事・育児や介護等の分担など家庭における男性の参画を促進することが必要であり、男女ともに仕事と生活の調和を図ることが不可欠です。

また、管理的地位に占める女性割合は、男性と比べた場合、まだ低い水準となっています。鳥取県では、平成26年7月に経済団体・労働団体・行政が一体となり、女性活躍に向けた取組を推進していくため、「輝く女性活躍加速化とっとり会議」を設置し、企業における管理的地位に占める女性割合を2020年までに25%以上(従業員10人以上)、30%以上(うち従業員100人以上)とする目標(「2020年25%(30%)」)を掲げています。女性活躍の社会的機運を盛り上げ、女性の起業促進や企業における取組促進など官民が連携して、女性活躍に向けた取組を進めていく必要があります。

鳥取県における平成24年の15歳から64歳までの女性の就業率は67.5%で、

特に 25 歳から 44 歳の育児をしながら働く女性の割合は 71.8%と、全国と比べて高い水準となっており、女性が子育てしながら働くことができる基盤整備が進んでいますが、保育所の年度中途における待機児童などの課題もあり、また、高齢化に伴う仕事と介護の両立も大きな課題になりつつあります。

また、平成 27 年の国勢調査抽出速報集計結果によると、鳥取県の女性の労働力率は 53.1%で、全国 3 位の高い水準となっており、特に 25 歳から 29 歳及び 40 歳から 49 歳の層の労働力率が、前回（平成 22 年）調査の結果と比べて、大幅に上昇しています。一方で、30 歳代は、25 歳から 29 歳の層に比べ、労働力率が低下することから、働き続けることを希望する女性が出産、子育てや介護等により就業を中断することなく継続できるよう、仕事と生活を両立しやすい職場環境づくりや子育て支援や介護など福祉サービスを充実するなど、一層支援していく必要があります。

さらに、子育て・介護等により就業を中断した女性に対しても、意欲と能力を活かす再就職等を支援することが必要です。

妊娠・出産等を理由に職場で不利益な取り扱いを行うマタニティ・ハラスメント*をはじめ、男女がともに安心して働くことを阻害する様々なハラスメントも発生しており課題となっています。

働く女性が多くいる一方で、男性の非正規雇用の割合は約 2 割に対して、女性の約 5 割が非正規雇用です。非正規雇用は、自分の都合のよい時間に働きたい等の働く女性のニーズに対応している側面がありますが、女性の将来的な貧困につながる背景の 1 つとなっています。正規雇用への転換や非正規雇用の処遇改善など雇用の質の向上に向けた取組を進めていく必要があります。

鳥取県では、農林水産業従事者の 4 割近くを女性が占めるなど、農林水産業や商工業などの自営業において、女性が重要な担い手であることから、女性が能力を発揮し経営に参画するためにも、女性の経営能力・技術向上に対する支援を一層進める必要があります。また、農林水産業の新たな担い手確保に向けた新規就業の促進、担い手育成に取り組む必要があります。

*** 固定的性別役割分担意識**

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

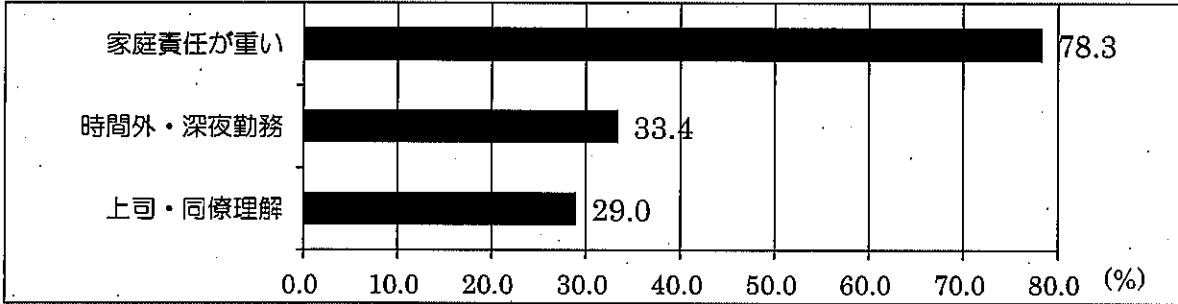
*** 管理的地位**

名称の如何に関わらず、部下を管理監督する権限のあるポスト以上の職（役員を含む。）のこと。

*** マタニティ・ハラスメント**

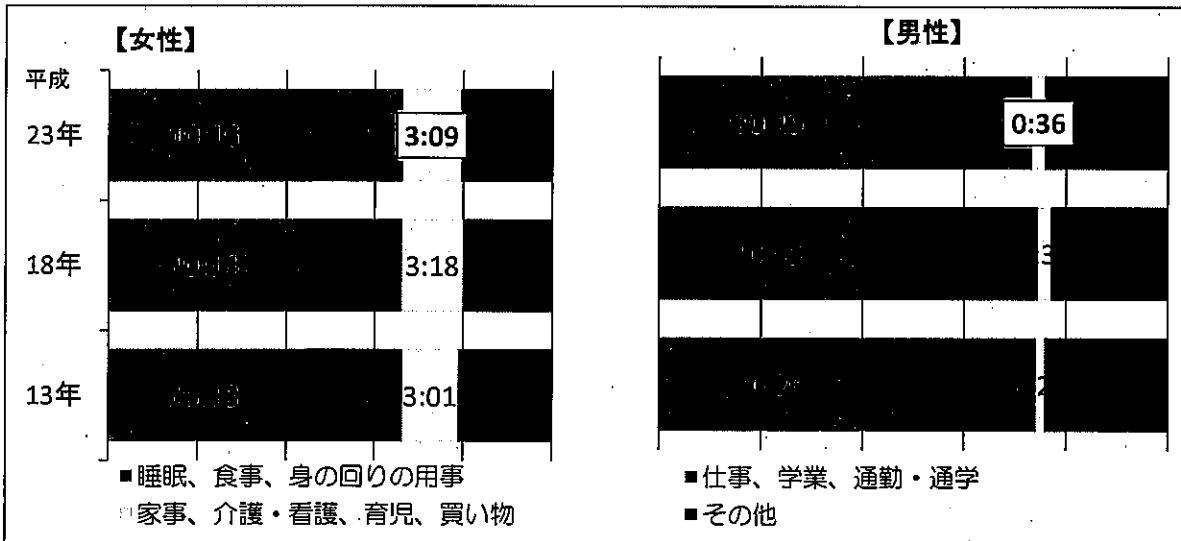
職場において妊娠・出産した方に対して、妊娠や出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為のこと。

●女性活躍の阻害要因（女性従業員）



参考：鳥取県「女性活躍加速化アンケート」（平成 27 年 2 月）

●男女の家事関連時間



参考：総務省「社会生活基本調査」

●25歳～44歳の育児をしている女性の有業率（全国比較）

区分	第1位	第2位	第3位	第4位	全国
都道府県	島根県	山形県	福井県	鳥取県	—
育児をしている女性の有業率	74.8%	72.5%	72.1%	71.8%	52.4%

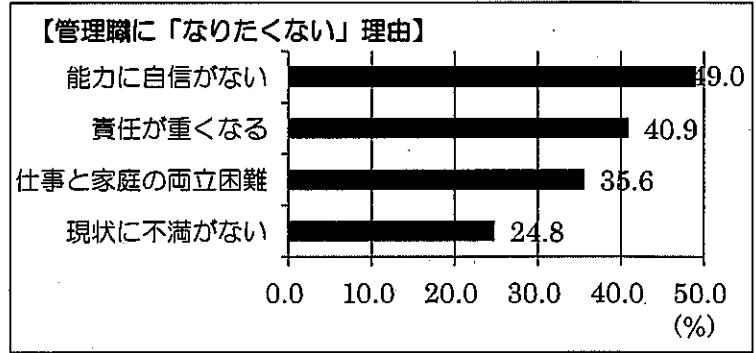
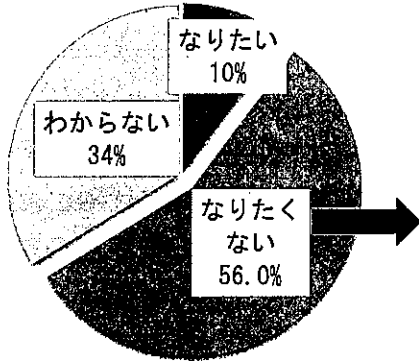
参考：総務省「H24 就業構造基本調査」

●企業の各役職段階における女性割合

区分	役員	部長級	課長級	係長級
従業員 10 人以上の企業	20.8%	12.8%	17.4%	25.4%
従業員 100 人以上の企業	12.6%	13.2%	18.2%	26.1%

参考：鳥取県「企業の女性管理職登用等実態調査」（平成 27 年）

●女性の管理職希望



参考：鳥取県「女性活躍加速化アンケート」（平成 27 年 2 月）

＜施策の基本的方向＞

（１）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

（1）-1 ワーク・ライフ・バランスの理解・取組推進

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けては、企業等における自主的な取組が不可欠であるため、管理職を含めた企業トップ等の意識改革を進め、従業員の仕事と家庭の両立を応援する「イクボス*」を県内に増やすなど、長時間労働等の働き方の見直しを働きかけていきます。

男女がともに働きやすい職場環境づくりを推進するため、育児休業、介護休業など法に基づく取組の促進を図るとともに、法の規定を上回る福利厚生制度の導入とそのため就業規則整備促進、短時間・短日数勤務制度、地域限定社員の導入や在宅等でのテレワークの推進など、それぞれのライフスタイルに対応した多様な働き方の普及に努めます。

*イクボス

部下の仕事と家庭の両立を応援し、自らもワーク・ライフ・バランスを実践する上司のこと。

【具体的施策】

- ① ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、イクボス宣言企業に対して「イクボスバッジ」を配布するなど、「イクボス」の普及拡大を進めます。
- ② 男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業である「男女共同参画推進企業」の認定を促進します。
- ③ 男女共同参画推進企業認定を受けようとする企業に対し就業規則整備支援コンサルタント（社会保険労務士）を派遣し、就業規則整備を支援します。
- ④ 家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに積極的に取り組む企業である「鳥取県家庭教育推進協力企業」の増加や職場で実施する家庭教育に関する研修へ講師派遣し、企業の取組を推進します。
- ⑤ 労働者・経営者からの労働・雇用に関する相談に対し助言・情報提供を行います。
- ⑥ 労務管理アドバイザー（社会保険労務士）を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善を促進します。

- ⑦ 事業所等が実施する社内研修等に講師を派遣し、職場環境の改善を促進します。
- ⑧ 企業を対象にした、職場環境改善に関するセミナーや、基礎的な労働関係法令等に係る労働セミナーを開催します。
- ⑨ 「企業子宝率*」の数値を用いて調査・分析し、効果的な取組を行っている企業を表彰し、その企業の取組を紹介する冊子配布を行うことにより、企業の意識改革を推進します。
- ⑩ 行政職員における時間外勤務削減、休暇取得促進等に向けた業務改善、風通しのよい職場づくり等を推進します。

***企業子宝率**

男女を問わず従業員が、当該企業在職中にもつことが見込まれる子どもの数であり、個々の従業員の年齢とその子どもの数と年齢から算出。企業ごとに算出するこの数値は、子育てしながら仕事が続けられる職場環境が整っていることを表す一つの指標となると考えられています。

(1)-2 ライフステージに応じた子育て・介護支援の充実

ワーク・ライフ・バランス推進に向けた基盤づくりとして、保育所における年度中途の待機児童の解消、病児・病後児保育の拡充など利用者の多様なニーズに対応した保育サービスの提供等を充実するとともに、小学校入学後に女性が仕事を辞めざるを得ない状況となる「小1の壁」を解消するため、放課後児童クラブの充実を図ります。

また、介護による離職を防止するため、働く介護家族等が基本的な介護スキルを学べる環境整備や介護サービスの情報提供等により、介護する方の負担軽減を図るなど、誰もが安心して仕事と家庭を両立できる環境を整備します。

【具体的施策】

- ⑪ 待機児童の解消に向け、放課後児童クラブの設置や保育所等への支援を行います。
- ⑫ 放課後子供教室の運営費を補助し、子どもに放課後等の安全で安心な活動拠点を確保します。
- ⑬ 幼稚園の教育時間終了後や休日に園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を行う私立幼稚園や、地域の未就園児や保護者等を対象に子育て支援事業を行う私立幼稚園、私立認定こども園を支援します。

- ⑭ 病児・病後児保育において、国庫補助要件を超えて職員を配置している施設又は職員配置や利用児童数が国庫補助要件に満たない施設の運営費の助成等により、病児・病後児保育の充実を図ります。
- ⑮ 第3子以降保育料の無償化と併せて、第1子と同時在園の第2子の保育料の無償化（所得制限あり）を行う市町村への助成や、世帯から2人以上同時に在籍する場合、2人目以降の園児の保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成することで、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。
- ⑯ 児童発達支援センターを利用している多子世帯の利用料を軽減する市町村に対し助成することで、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。
- ⑰ 働く介護家族向けに基本的な介護スキルを学べる「介護職員初任者研修」を実施する事業者に対して助成し、家族の負担軽減を図ります。
- ⑱ 介護サービスや制度に関する情報提供や介護家族が働きやすい意識醸成及び環境改善のための企業内研修開催を支援します。
- ⑲ 高齢者への総合的な生活支援の中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化を支援します。

(1)-3 男性の家事・育児や介護への参画促進

男性の家事・育児・介護等への積極的な参画を進めるため、男性自身への啓発だけでなく、職場における意識啓発や、両立支援制度の活用を推進します。

また、男性の育児参加を促進するため、父親の育児参加休暇又は育児休業取得に取り組む企業を増やします。

【具体的施策】

- ⑳ 男性の意識改革やワーク・ライフ・バランス等をテーマにした講座を開催し、ワーク・ライフ・バランス及び男性の家事育児参画に関する理解促進を図ります。
- ㉑ 男性を対象とした企業内研修等を推進し、男性の家庭進出を促進します。
- ㉒ 労務管理アドバイザー（社会保険労務士）を事業所に派遣し、制度の普及啓発等を図ります。
- ㉓ 育休取得アドバイザー（社会保険労務士等）を事業所に派遣し、育休取得推進のための事業所内の体制整備、プランづくりを支援します。

- ⑭ 父子手帳の配布や男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する助成金の給付等により、男性の育児参画を推進します。
- ⑮ 家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに積極的に取り組む企業である「鳥取県家庭教育推進協力企業」の増加や職場で実施する家庭教育に関する研修へ講師派遣し、企業の取組を推進します。【再掲】

(2) 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

(2)-1 企業における女性活躍の促進

企業における管理的地位に占める女性割合の目標「2020年25%(30%)」の達成に向け、女性活躍に積極的に取り組む企業の拡大、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や女性の参画が進んでいない業種での就業しやすい環境整備など、企業における女性活躍の取組を加速していきます。

また、女性活躍の必要性について企業や広く県民の理解を深めます。

【具体的施策】

- ① 女性活躍に積極的に取り組む企業である「輝く女性活躍パワーアップ企業」の登録を促進します。
- ② 女性活躍アドバイザー（社会保険労務士）による、女性活躍推進に資する職場環境改善等のためのアドバイスや施設整備等への支援により、企業の女性活躍の取組を推進します。
- ③ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する相談窓口を設置し相談に応じるとともに、一般事業主行動計画策定に係る経費の一部を補助し、中小企業の一般事業主行動計画策定の取組を促進します。
- ④ 建設業で働く女性が就職・就業継続しやすい環境整備を促進するため、女性労働者を対象とした施設・設備・備品面での環境整備を行う事業主を支援します。

(2)-2 自治体における女性活躍の促進

率先垂範による女性の活躍推進の観点から、県において能力・実績に基づいた女性職員の登用を進めるとともに、男性職員の育児休業等の取得促進など仕事と生活の両立の推進を図ります。

また、市町村における女性活躍に向けた取組が進むよう、様々な情報を提供し意識の向上に努めます。

【具体的施策】

- ⑤ 県は率先して、性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を継続的に推進します。
- ⑥ フレックスタイム、サテライトオフィス等を活用した働き方改革を行います。
- ⑦ イクボスによる組織全体のワーク・ライフ・バランスを推進します。

(2)-3 女性のキャリアアップ・キャリア形成の支援

大学生等を対象とした職業意識やキャリア形成に向けた取組の推進や、企業等で働く女性のスキルアップを支援するため、管理的地位で活躍している女性ロールモデル*・メンター*の提示や交流の場の提供、ステップアップに必要な能力開発をするセミナーの実施や働く女性同士のネットワークづくりを促進します。

【具体的施策】

- ⑧ ロールモデルの情報発信を行い、女性管理職の登用等に向け、女性の意識改革を推進します。
- ⑨ ロールモデルやメンターとの交流を通じて、働く女性同士のネットワークを構築し、女性の孤立化を防止します。
- ⑩ 女性のスキルアップのためのセミナーを開催し、管理職候補者の育成や女性の意欲向上を図ります。
- ⑪ 高校生への業界説明や現場見学などにより、建設業の魅力を発信し、女性人材確保を推進します。

*ロールモデル

社員等が将来において目指したいと思う、模範となる存在のこと。

*メンター

豊富な知識と職業経験を有した社内の先輩社員のこと。

(2)-4 女性の就労・再就職支援

再就職を希望する女性への就業斡旋窓口の充実やワンストップ相談窓口の設置、安定した雇用に繋げるためのセーフティネットとして個々の職業能力を開発・向上させる職業訓練による技能習得を目指します。

専門資格等を生かした再就職への支援やこれまでの育児や介護等の経験を生かして地域で活躍できるための支援を行います。

【具体的施策】

- ⑫ 訓練ニーズと求人ニーズを考慮して様々な職業訓練（2ヶ月～2年間）を実施します。
- ⑬ 託児サービス付の離職者向け職業訓練を設定し、子育て中の方の就労を支援します。
- ⑭ 訓練期間中に保育所等を利用する経費の一部を奨励金として支給し、子育て中の求職者の職業訓練の受講を促進します。
- ⑮ 働くことを希望する女性のためのワンストップ相談窓口を設置し、求職者と企業双方のニーズにあった職場開拓、マッチングを行い、女性の就業を支援します。

(2)-5 女性の総合的な起業支援

女性の起業促進として、女性の起業への関心を高めながら、起業に向けた検討段階から、起業後の支援まで、それぞれの段階に応じたサポートを進めます。

【具体的施策】

- ⑯ 女性が起業を考えるきっかけとなるセミナーを開催し、女性の起業意欲向上を図ります。
- ⑰ 事業継続に向けた支援や起業した女性同士のネットワークづくりを目的としたセミナーを開催し、女性が起業しやすい環境整備を行います。
- ⑱ 女性の起業について、意識啓発・きっかけ作りの場としてのフォーラム開催から、先輩起業家による伴走支援や事業プラン発表会まで一貫した起業促進の取組を進めます。

- ⑩ 起業等を行おうとする者又は起業等して間もない者に対する金融支援を行います。

(2)-6 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保

非正規社員の正社員への転換を促進させ、正規雇用の拡大を促進するとともに、職場環境を改善し、雇用の質を高めます。

各種ハラスメントの防止など働きやすい職場づくりに向けて、事業主、労働者に対して、職場環境の改善に向けた助言、情報提供を行います。

【具体的施策】

- ⑪ 非正規社員の正社員への転換を実現した事業主に対する助成金の給付等により、雇用の質を高める取組を推進します。
- ⑫ 労務管理アドバイザー（社会保険労務士）を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善を促進します。【再掲】
- ⑬ 各種ハラスメントをテーマとしたセミナー等を開催し、職場等におけるハラスメント予防に向け普及啓発を図ります。

(3) 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進

農林水産業や商工業等の担い手として男女共に能力が発揮でき、適正に評価されるよう、男女共同参画の理解促進に向けて普及啓発を進めます。

農林水産業や商工業等の自営業における女性の経営参画を進めるとともに、女性農業者の起業に向けた取組の支援や農山漁村の地域資源を活用した6次産業化*への女性の取組を支援します。

農業協同組合などへの女性役員の登用が進むよう、男女共同参画に向けた普及啓発や経営やマネジメントなどの知識向上のための研修などを行うとともに、林業や漁業についても女性就業者の育成・確保を推進します。

*6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すこと。

【具体的施策】

- ① 女性農業者団体等の産業界や地域で活躍する団体によるセミナーや研修を支援します。
- ② 農産物加工、販売等に取り組む女性組織等に対し、新商品開発や施設整備等を支援します。
- ③ 農家への戸別訪問や研修会等により、家族経営協定締結推進とフォローアップを実施します。
- ④ 女性の経営参画に対する意識啓発、経営参画に必要な知識・技術習得のための研修会の開催や資格取得、女性組織等が開催する研修会等への支援を行います。
- ⑤ 農林水産業団体役員等を対象とした研修会を開催し、男女共同参画を含む人権意識高揚を図ります。
- ⑥ 女性の農業委員登用に向けて市町村や関係団体等に意識啓発を図ります。
- ⑦ 林業女子会の立ち上げ支援、林業関係の女性ネットワークの構築など、女性も林業に従事しやすい環境整備を促進します。
- ⑧ 県外での林業就業相談において、林業体験研修やトライアル雇用研修等の情報提供を行うとともに、女性の視点からの林業の魅力発信を行うなどにより、移住・定住者の新規林業従事者の確保を進めます。
- ⑨ 漁業への新規就業支援を行うとともに、漁協女性部等が行う魚食普及活動や6次産業化の取組等を支援します。
- ⑩ 次世代の漁業者を育成するため、漁村女性の全国研修会等への参加費助成等の支援を行います。

<数値目標>

項目	現状		目標（年度）	
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を知っている県民の割合	28.1%	H26	50%以上	H31
週労働時間 60 時間以上の有業者の割合	7.1%	H24	5%	H29
県職員の時間外勤務削減（年間 360 時間以上の時間外勤務を行った職員割合）	12.4%	H26	10%以内	H32
県教育委員会事務局及び公立学校に勤務する行政職員の時間外勤務削減（年間 360 時間以上の時間外勤務を行った職員割合）	9.1%	H26	10%以内	H32
年次有給休暇取得率（県内中小企業）	46.3%	H26	70%	H32
県職員年次有給休暇（夏季休暇を含む）の1人当たり年間平均取得日数	13.9日	H26	17日以上	H32
教職員の年次有給休暇等（夏季休暇を含む）の1人当たり年間平均取得日数	14.2日	H26	17日以上	H32
警察職員の年次有給休暇等（夏季休暇を含む）1人当たり年間平均取得日数	7.2日	H27	17日以上	H31
県職員の時差出勤又はフレックスタイム制度の利用者数（実人員）	236人	H27	500人	H32
男性の育児休業取得率				
県職員	5.7%	H26	15%以上	H32
教職員	4.1%	H26	15%以上	H32
警察職員	0%	H27	10%	H31
民間企業	2.7%	H26	15%	H29

6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	1日当たり 57分 ※全国 1日当たり 67分	H24	全国平均 以上	H29
男女共同参画推進企業のうちイクボス宣言企業率	20.5%	H27	85%	H32
男女共同参画推進企業認定数	586社	H27	800社	H32
鳥取県家庭教育推進協力企業	580社	H27	700社	H30
年度中途の保育所等の待機児童数	56人	H27.10	解消を 目指す	H31
放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数	91人	H27.5	解消を 目指す	H31
放課後子供教室 (実施市町村数) (実施教室数)	10市町村 42教室	H27	19市町村 55教室	H31
延長保育設置か所数	142か所	H27	171か所	H31
一時預かり設置か所数	75か所	H27	79か所	H31
病児・病後児保育設置か所数	21か所	H27	29か所	H31
「職場」において男女の地位が平等であると考える割合	20.6%	H26	50%以上	H31
25歳から44歳までの女性の就業率	79.0%	H24	85%以上	H32
管理的地位に占める女性割合	従業員10名以上の企業		25%以上	H32
	従業員100名以上の企業		30%以上	H32
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合(10人以上)				
係長相当職	25.4%	H27	30%以上	H32

課長相当職	17.4%	H27	20%以上	H32
部長相当職	12.8%	H27	15%以上	H32
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合（100人以上）				
係長相当職	26.1%	H27	35%以上	H32
課長相当職	18.2%	H27	20%以上	H32
部長相当職	13.2%	H27	15%以上	H32
女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の策定数	2市町村	H27	19市町村	H32
輝く女性活躍パワーアップ企業登録数	41社	H27	300社	H32
建設業における女性就業者数又はその割合	1,890人、 建設業労働者 数合計に対す る割合16%	H26	2,200人 又は 建設業労働 者数合計に 対する割合 18%	H32
県の地方公務員採用者に占める女性の割合	54.1%	H27	50%程度	H32
県の係長級以上（管理的地位）に占める女性の割合	28.2%	H27.4	32%以上	H32
県の課長級以上に占める女性の割合	14.6%	H27.4	20%以上	H32
全警察官に占める女性警察官の割合（育児休業者等を含む）	8.0%	H27	10%	H33
公立小中学校の教頭以上に占める女性の割合	18.6%	H28.4	25%程度	H32
県立高等学校の教頭以上に占める女性の割合	9.3%	H28.4	10%程度	H32
公立特別支援学校の教頭以上に占める女性の割合	37.5%	H28.4	40%程度	H32

商工会及び商工会議所の創業支援による女性の創業件数	年間 43件	H27	年間 75件以上	H32
非正規雇用から正規雇用への転換者数	324人	H27	1,000人	H30
家族経営協定締結農家数	281組	H26	318組	H32
農業協同組合における女性役員数	6.7%	H27	10%	H32
農業委員に占める女性の割合	32%	H27.8	40%	H32
女性認定農業者数	61人	H26	75人	H32
指導農業士に占める女性の割合	26%	H26	30%以上	H32
女性林業従事者(技術者)数	5人	H27	10人	H32
女性漁業就業者数(漁協等での加工・魚食普及を含む)	105人	H27	150人	H32

重点目標２ 地域・社会活動における女性の活躍推進

<現状と課題>

地域は、子どもの健全な成長、生涯にわたる安心した暮らしや、子育て、介護、防災、防犯活動等による支え合いなど、家庭と共に最も身近な暮らしの場です。

一方で、地域においては、単身世帯の増加、人間関係の希薄化など様々な変化が生じており、少子高齢化、人口減少が進行する中、地域の力を高め、持続可能な暮らしやすい社会を築いていくために、女性はその意思決定に参画していくことなど地域における女性の参画を進め、そこに住む男性も女性も誰もが力を合わせて地域づくりを担っていく必要があります。

鳥取県においては、男女共同参画に関する計画を全 19 市町村が策定し取組を進めています。地域における男女共同参画を進めていくためには、市町村が果たす役割は大きいと、市町村と連携した取組を進めていく必要があります。

女性は社会の様々な分野で活動していますが、政策・方針決定過程への女性参画はまだ低い状況にあります。

県、市町村の審議会等委員に占める女性割合は、全国と比べ高い水準を達成しており、県の審議会等委員に占める女性割合は、平成 15 年以降、40%以上を継続しています。市町村の審議会等委員に占める女性割合は、平成 27 年で 30.8%となっていますが、市町村間で差が生じているなどの課題もあり、市町村の状況に応じて取組を進めていくよう働きかけていく必要があります。

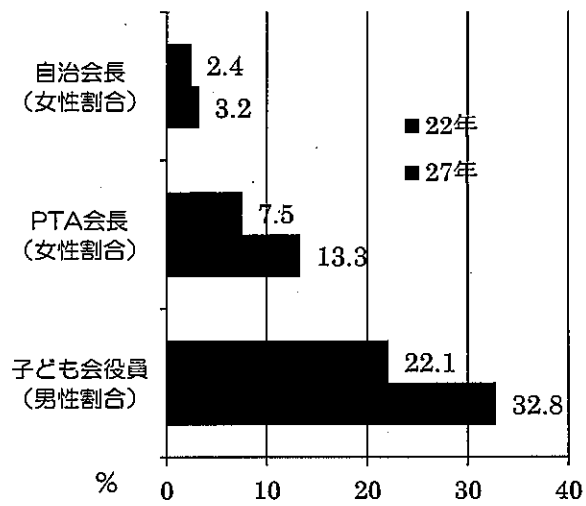
自治会や PTA 等においては、会長などの役員を男性が占めている場合や、分野によって男女のどちらかに偏っていることがあります。

また、地域おこし、まちづくり、観光、環境等は、いずれも暮らしの身近な課題であり、男女がバランス良く参画し、多様な発想や活動の活性化を図ることによって、新たな取り組みが期待できます。

東日本大震災を契機に、避難所運営や被災者支援において、女性の視点が反映されていないことが課題として生じ、平常時から防災・復興現場における意思決定過程への女性の参画を推進することは重要です。本県では、全国に先駆け、これまで登用が進んでいなかった都道府県防災会議委員への女性の登用を積極的に進めており、実際の災害時において機能するよう、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災の推進と女性の参画を進めて行くことが必要です。

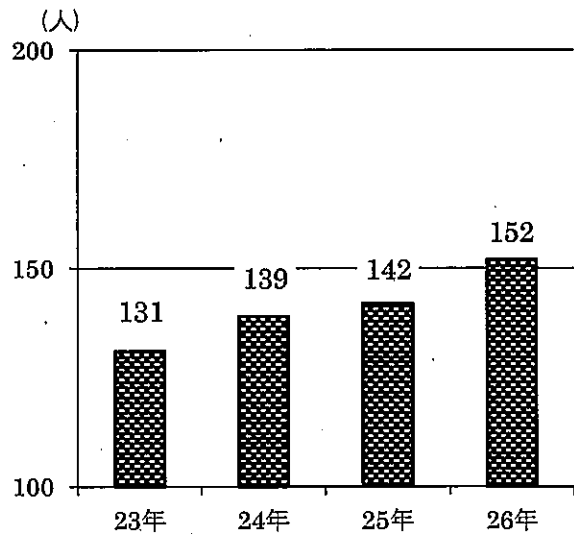
地域における女性の活躍を推進するためにも、地域や組織等に残る固定的性別役割分担意識の改善のための普及啓発をすすめるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を促進していく必要があります。

●自治会長・PTA 会長における女性割合
子ども会役員における男性割合



参考：鳥取県男女共同参画マップ

●女性消防団員数



参考：鳥取県男女共同参画白書

＜施策の基本的方向＞

（１）議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進

議会や審議会等の政策・方針決定の場への女性参画が進むように、女性の人材情報や学習の機会を提供します。

県の審議会等における女性委員の比率の向上を目指すとともに、引き続き男女のいずれかが4割を下回らないように努めます。

また、市町村においても取組が進むよう、審議会等の女性登用にに向けた状況把握や女性人材の情報提供等を行います。

【具体的施策】

- ① 男女共同参画に関する人材の登録及び情報提供する「男女共同参画人材バンク」の充実を図り、地域・職場等における研修会への講師派遣や審議会等委員への女性登用などへの活用を進めます。
- ② 県の機関において、男女共同参画に関連するテーマで職場研修が実施されるよう働きかけや支援を行い、県職員の男女共同参画意識の向上を図ります。
- ③ 県・市町村における女性の参画状況など男女共同参画の取組に関する調査を行い、情報を公開します。

（２）地域活動における男女共同参画の推進

固定的性別役割分担意識の改善を図り、自治会、PTA 会など、地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、防犯、高齢者の見守り、子育て支援などの地域活動に対し、男女とも多様な年齢層の参画を促進します。

男女共同参画の重要な拠点である鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）の充実を図り、市町村、関係団体、NPO、ボランティアなど地域活動を行う団体との協働・連携を促進します。

学校への地域の人たちの参画を進め、学校と地域の連携・協働による子どもの成長の見守りなどを行います。

【具体的施策】

- ① 市町村と連携して自治会等へ働きかけ、男女共同参画に関する出前講座を開催するなど地域における男女共同参画の理解促進を進めます。

- ② 鳥取県連合婦人会、鳥取県連合青年団、鳥取県子ども会育成連絡協議会、鳥取県PTA協議会団体等の活動支援や社会教育関係者の人材育成や指導者養成に取り組めます。
- ③ 学校教育活動全般を通じた地域や家庭の一員として貢献できる人材の育成に取り組み、生徒のボランティア活動、地域活動への参加を進めます。
- ④ 地域で積極的に活動する団体等の活動を支援するなど、多様な団体と連携して、地域における男女共同参画に関する理解促進を進めます。
- ⑤ コミュニティ・スクール等、地域・学校で協働して子どもたちの成長を見守る活動を推進します。
- ⑥ 教員OB等地域住民の協力を得、放課後や土曜等を活用した児童生徒への学習支援「地域未来塾」の推進に取り組めます。

(3) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進

地域経済を活性化するため、男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などの取組の推進や女性の人材育成を促進します。

【具体的施策】

- ① 様々な場面で活躍する女性リーダーを対象としたセミナーを開催するなど、地域づくりに取り組む女性の人材育成を行います。
- ② 地域づくりに女性や多様な年齢層の参画を推進するため、地域づくり活動に意欲のある県民、NPO、住民団体、事業者等の環境、子育て、地域交流等の取組を支援します。
- ③ 鳥取県の住みやすさ・働きやすさや恵まれた子育て環境、活躍の場などを活かし、老若男女を問わず多様な人材を移住者として受け入れられる地域づくりを促進します。
- ④ 男女が共に参加して環境教育を推進するため、地域の温暖化防止活動をリードする「とっとりエコサポーターズ（鳥取県地球温暖化防止活動推進員）」の人材育成を推進します。

(4) 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

被災時、復興時には、女性、子育て中の方、障がい者、高齢者などのニーズを反

映した被災者支援を行う必要があるため、防災・復興計画や各種マニュアルの策定を行う防災会議などの政策等の決定の場や地域の防災・消防の活動に、女性の参画が進むよう働きかけを行います。

【具体的施策】

- ① 防災や災害復興に関する会議など政策等の決定の場への女性の参画を推進します。
- ② 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画・各種マニュアル等の整備を行います。
- ③ 女性防火組織（鳥取県女性防火・防災連絡協議会等）の育成強化と連携組織づくりへの支援に取り組み、意見交換会や研修等で消防防災への関心と意識、知識・技術等の向上を支援し、消防防災分野への女性参画を促進します。
- ④ 自主防災組織における女性参入の促進や、防災活動への女性の参加拡大、女性消防職員の増加・活躍に向けた取組を支援します。

<数値目標>

項目	現状		目標	
県の審議会等における女性委員割合	44.1%	H27.4	40%以上	毎年度
「町内会や地域」において男女の地位が平等であると考える割合	31.7%	H26	50%以上	H31
方針決定の場に女性が参画している自治会の割合	—% (現状値なし)	—	50%	H32
県、市町村による公民館、自治会等の男女共同参画学習への講師派遣回数	98回	H26	110回	H32
とっとり子育て隊認定数	4,340隊	H27	7,440隊	H31
消防団員 (女性団員数) (女性が入団している市町村数)	158人 18市町村	H27.1	250人 19市町村	H32

基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援

<現状と課題>

男女がお互いに身体的特性を十分に理解し、人権を尊重しながら相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となるものです。生涯にわたって健康で過ごすことができること、また、病気になったり、介護が必要になったりしたときに必要な支援を受けられることは、誰もが安心して、いきいきと暮らしていくために大切なことです。

そのためには、一人ひとりが主体的に健康の管理、保持、増進に取り組みながら、健康づくりのために必要なサービスや情報提供、支援が受けられる環境整備を進めることが必要です。

ライフステージに応じて、生涯を通じた健康を維持することは、男女が社会でいきいきと活躍するために大切です。特に女性は、妊娠や出産など、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があります。

働く女性が増える中、晩婚・晩産化に伴い、加齢による不妊に悩む女性が増えています。妊娠や出産についての希望が実現できるよう情報提供や相談体制整備を行っていくことが必要です。

また、妊娠や出産は女性にとっての大きな節目であり、母体にとって負担がかかるものです。妊娠・出産期の女性の支援や若年者層の望まない妊娠や HIV/エイズなどの性感染症への対策のためにも、若い世代から学校などでの成長段階に応じた教育を進めるなど、男女が性に関する正しい知識と理解を深めることが必要です。

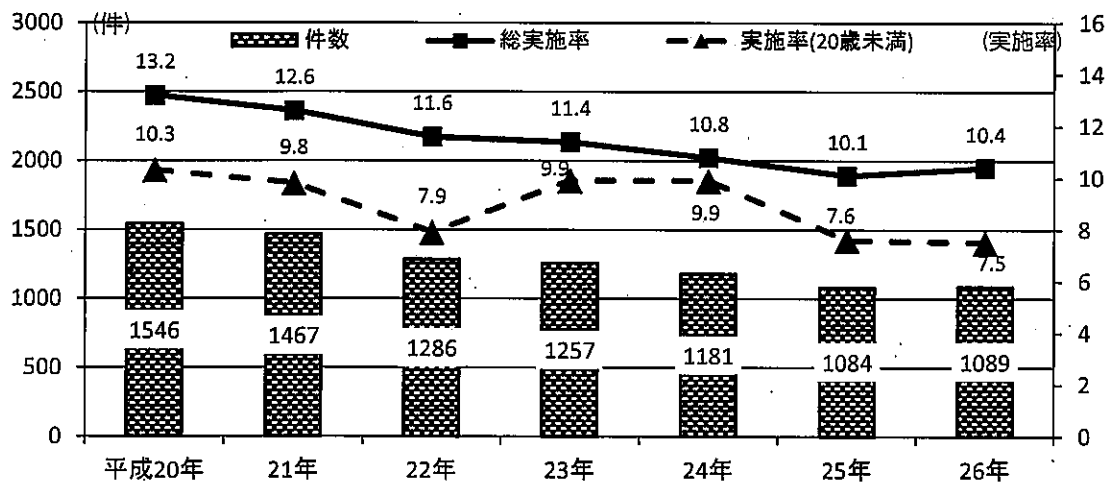
鳥取県の人工妊娠中絶件数は 1,089 件（平成 26 年）で、減少傾向にあり、総実施率、20 歳未満の人口妊娠中絶実施率ともに減少傾向にあります。

死亡原因のトップは男女とものがんですが、女性のがんのうち、乳がん、子宮がん で亡くなった方は、がん全体の約 1 割です。また、女性のがん検診受診率（平成 26 年度）は、乳がん 30.5%、子宮がん 32.0%となっています。

男性の自死者数は、女性の約 3 倍で推移しており、女性に比べて悩みを周囲に相談しにくく精神面で孤立しやすい側面もあることから、相談体制の充実をはかることが必要です。

さらに、鳥取県では平成 26 年に「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」を改正し、全国に先駆けて、危険ドラッグの規制を強化しました。危険ドラッグは比較的若年層に広がっているとされており、薬物乱用等の健康をおびやかす問題に関する教育・啓発を充実し、正しい理解を進める必要があります。

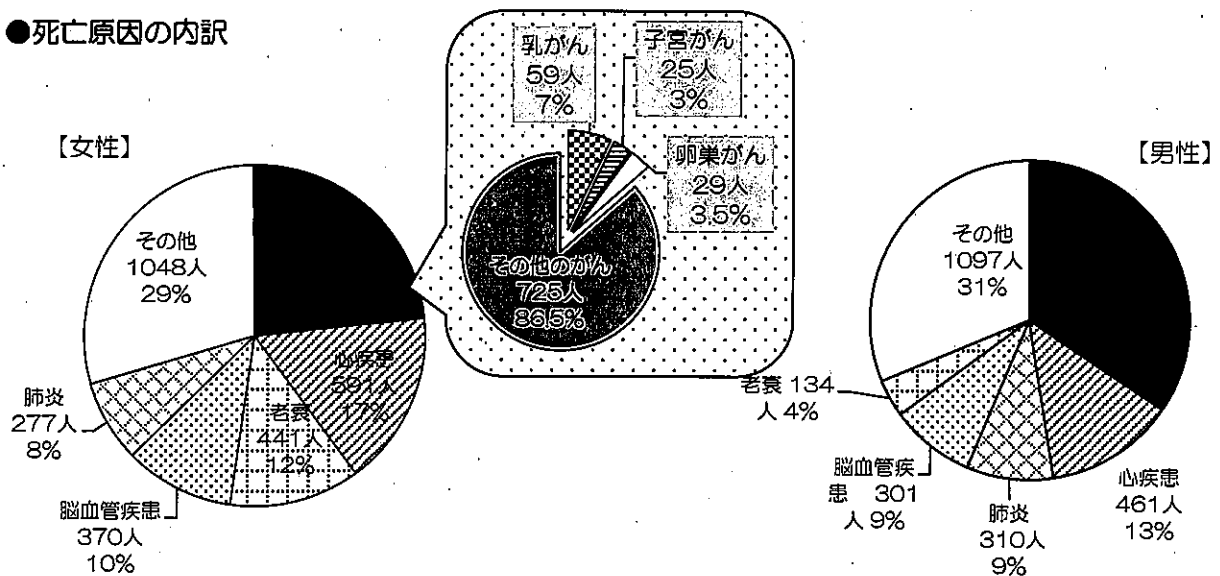
●人工妊娠中絶件数の推移



(注)「人工妊娠中絶実施率」は、人工妊娠中絶総件数/15歳以上50歳未満女子総人口×1000

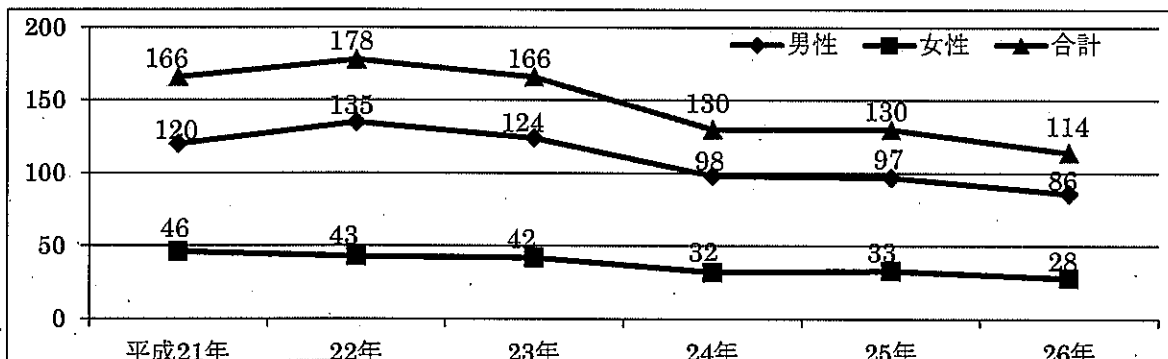
資料：厚生労働省「保健・衛生行政業務報告」(平成26年)

●死亡原因の内訳



参考：厚生労働省「人口動態統計」(平成26年)

●自死者数の推移



参考：鳥取県警察本部調べ

＜施策の基本的方向＞

（１）生涯を通じた男女の健康の保持増進

誰もが健康に暮らせる環境づくりに向け、県民一人ひとりが健康づくりの大切さを認識し、日常的に健康づくりを行う「健康づくり文化」を推進します。

女性の健康をめぐる様々な問題について、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生の各段階に応じた健康保持・増進を進めます。

男女ともに相談しやすい体制の整備による自死予防や、喫煙飲酒対策など、生涯を通じた健康保持・増進を進めます。

【具体的施策】

- ① 健康づくり文化の定着を目指した普及啓発の実施、健康づくりに積極的に取り組む施設、団体等を「健康づくり応援施設(団)」に認定するなど「健康づくり文化」を推進します。
- ② 生涯を通じた健康な体づくりのため、誰もがスポーツに取り組みやすい環境づくりを進めます。
- ③ 自殺予防週間や月間を通じた街頭キャンペーンの実施等により、自死予防に関する普及啓発を進めます。
- ④ 各種がん検診の受診促進に向け、がんに対する正しい知識の普及・啓発とがん検診受診啓発及びがん検診を受けやすい体制の整備を進めます。
- ⑤ 健康に関する情報提供、相談体制を整備し、健康づくりを支援します。
- ⑥ 市町村や地域包括支援センター職員、介護サービス事業者等を対象とした介護予防の取組の実施に係る研修等を実施し、介護予防対策を推進します。
- ⑦ 受動喫煙のない社会を目指して、喫煙者への禁煙支援やたばこがもたらす健康被害に関する知識の普及をするとともに、特に健康被害を受けやすい妊産婦へは妊婦健診や母子手帳配布時など様々な機会を捉えて正しい知識の普及啓発を進めます。
- ⑧ 男性が抱える様々な問題に対応するため、男性相談員による「オトコの相談日」及び男性臨床心理士による専門相談を実施します。

(2) 妊娠・出産等に関する支援

妊娠・出産期は、女性にとっての大きな節目であり、男女が共に地域において安心して安全に子どもを生み育てることができるよう支援体制を充実するとともに、不妊に対する施策の充実、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行います。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）*に関する正しい知識の普及、命を大切にする、望まない妊娠を防ぐという観点を含めた発達段階に応じた性に関する教育・啓発を行います。

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態」にあること。（平成6年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」より）

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）を得る権利」のこと。

【具体的施策】

- ① 「子育て世代包括支援センター（とっとり版ネウボラ）」を整備し、妊娠・出産（産前産後）・子育てまで切れ目のない相談支援等を行います。
- ② 不妊専門相談センターの設置や不妊検査及び不妊治療に要する経費の一部を助成することで、不妊治療等の支援を行います。
- ③ 望まない妊娠予防についての健康教育や出前教室の実施により、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- ④ 周産期医療情報システムの活用、総合周産期母子医療センターへの搬送コーディネーターの設置等により周産期医療の充実を図ります。
- ⑤ 子どもの発病時の対処方法等に対する地域への出前講座、小児救急ハンドブックの作成や小児救急電話相談の実施等により小児医療の充実を図ります。
- ⑥ 性に関する指導・エイズ教育研修会、性に関する指導実践研修会の開催など、学校における性に関する指導・エイズ教育を充実します。

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

HIVをはじめとする性感染症は、健康に大きな影響を及ぼすものであるため、感染予防の啓発や医療体制の充実など、総合的な対策を推進します。

危険ドラッグなど薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪につながる行為であるため、薬物に対する正しい知識の普及、薬物乱用を防止するための啓発活動を強化します。

【具体的施策】

- ① エイズ・性感染症予防対策に向け、エイズ・性感染症についての正しい知識の普及啓発、医療体制を充実します。
- ② 「薬物乱用防止研修会」を開催するなど、学校における薬物乱用防止教育の充実を図ります。

<数値目標>

項目	現状		目標	
健康寿命（男女別）	男性:70.87歳 女性:74.48歳	H25	男性:73歳 女性:76歳	H32
自死者の減少	106人	H27	減らす	H29
運動習慣のある者の割合	男性:26.6% 女性:29.4%	H24	男女とも 30%以上	H31
成人の週1回以上スポーツ実施率	男性:57.7% 女性:53.3%	H26	男性:68%以上 女性:63%以上	H31
1週間の総運動時間が60分以上の児童生徒の割合（男女別）	中学校女:80.4% 中学校男:94.3% 小学校女:88.5% 小学校男:94.2%	H27	中学校女子:81% 中学校男子:95% 小学校女子:90% 小学校男子:95%	H32
がん検診受診率	胃がん:25.8% 肺がん:27.9% 大腸がん:30.2% 子宮がん:32.0% 乳がん:30.5%	H26	胃がん:50%以上 肺がん:50%以上 大腸がん:50%以上 子宮がん:50%以上 乳がん:50%以上	H29
子育て世代包括支援センターの設置市町村数	4市町村	H27	19市町村	H31
人工妊娠中絶率	10.4	H26	9.4	H32
妊娠11週以下での妊娠の届出率	91.0%	H26	100%	H32
妊娠中の喫煙（妊娠の届出時）	2.7%	H26	0%	H32
県内のNICU*病床数	18床	H27	24床	H33

*NICU

新生児特定集中治療室。早産児や低出生体重児、または何らかの疾患のある重症の新生児に対して、呼吸や循環機能の管理など高度で専門的な治療を集中的に行う病棟のこと。

重点目標 4 誰もが安心して暮らせる環境整備

<現状と課題>

少子高齢化の進展、雇用・就業をめぐる環境の変化、単身世帯やひとり親家庭の増加など社会的に対応していく課題が増えてきています。また、高齢や障がいにより困難な状況に置かれるといった問題や、同和問題等に加え、女性であることで複合的に困難を抱える場合があります。特に、高齢者の単身女性や母子家庭は経済的に厳しいケースもあります。また、高齢者の単身男性が地域で孤立するなどの問題もあります。

こうした様々な困難を抱える人々の持てる力を引き出し、自立に向けた力を高める取組を進め、誰もが安心して暮らすことのできる環境の整備を行う必要があります。

平成26年における鳥取県の65歳以上の高齢者は16万4千人で、高齢化率は28.5%と、全国に先駆けて高齢化が進んでおり、高齢者の夫婦や高齢単身者の世帯も増加しています。

高齢期を迎えても住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていけるようにしていくためには、家族のみならず地域や社会全体で支える仕組みが必要になっています。

さらに、高齢社会を豊かで活力あるものにしていくためには、高齢者を単に支えられる側に位置付けるのではなく、社会を支える重要な一員として高齢者の役割を積極的に捉え、高齢者が積極的に社会参画したり、生活を楽しめる環境づくりを充実していくことが必要です。

県内の障がい者数は増加し、高齢化も進んでおり、今後も増加し続ける見込みです。県内事業所における障がい者雇用率は、法定雇用率（2.0%）に届いていないなど、障がいのある人が自立した生活を送ることができるように支援していく必要があります。

鳥取県では、平成21年に、障がい者が暮らしやすい社会を目指す「あいサポート運動」を開始しました。この運動は全国的な広がりを見せ、あいサポーター数は全国で約29万人（平成28年3月末現在）となっています。また、平成25年に、全国で初となる「手話言語条例」を制定しました。こうした障がいや障がい者に対する理解を深める取組を引き続き行っていく必要があります。

県内に在住する外国人は、約4千人（平成27年12月現在）で、鳥取県人口の約0.7%にあたり、約66カ国の方々が在住しています。国際化が進展する中で、地域の国際化の取組を進めていく必要があり、県内に暮らす外国人が安心して生活し、活躍できる多文化共生社会づくりを進めていく必要があります。

ひとり親家庭においては、母親か父親のいずれかが仕事や子育てなどをすべて担う必要があり、ひとり親家庭が増加する中、経済、教育、健康面などで不安や負担が大きくなっています。ひとり親家庭の約9割が就業していますが、特に、母子家庭の約

4割が臨時・パート労働者で、年収200万円未満の世帯の割合が約3割を占めています。多くのひとり親家庭は、経済的に厳しい状況に置かれており、生活安定と、養育される子どもの健全な成長のため、個々の態様に応じた自立支援が必要です。

鳥取県では、平成28年3月に「子育て王国とっとり条例」を改正し、「子どもの貧困対策推進」について強い意思を改めて示すとともに、家庭教育の支援及び地域の教育力の向上に関する施策等を明確に決めました。生活保護世帯の子どもや就学援助を受けた児童生徒の数は増加傾向にあるなど、子どもの将来がその経済的な環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのないように教育や生活支援等の取組を進めていく必要があります。

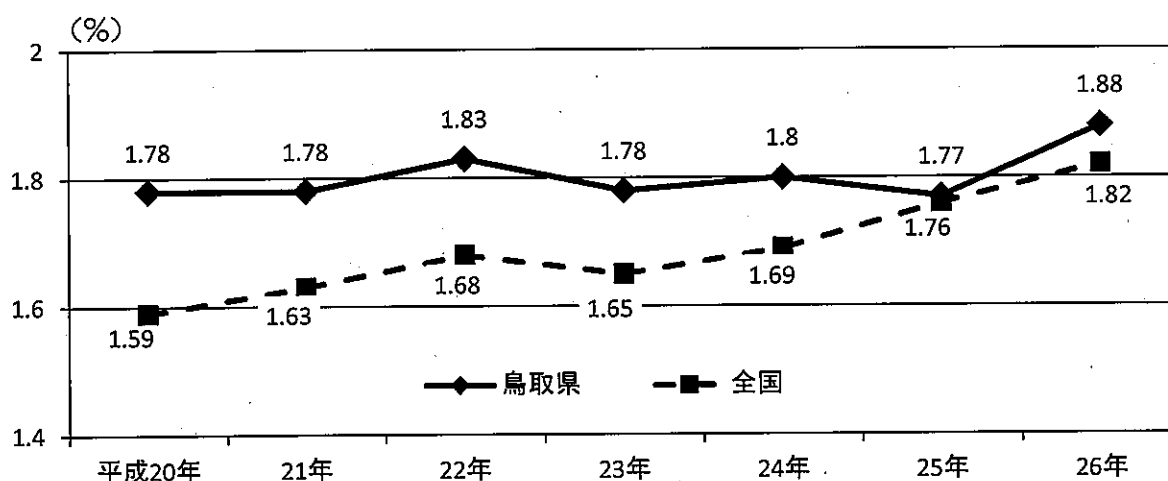
また、同性カップルを結婚に相当する関係と認める証明書を発行する自治体や、性的マイノリティ*に配慮した職場づくりを進める企業が少しずつ増えるなど、性的マイノリティの人権に対する社会の関心が高まっています。

一方で、平成26年5月に実施した鳥取県人権意識調査では、性的マイノリティの人権に関する問題について38.8%の人が「わからない」と回答しており、また、年齢層が高くなるほど「わからない」と回答した人の割合が高くなっています。このように県内では、性的マイノリティへの理解が低いことがうかがわれ、その正しい認識と理解を広げる取組が必要です。

***性的マイノリティ**

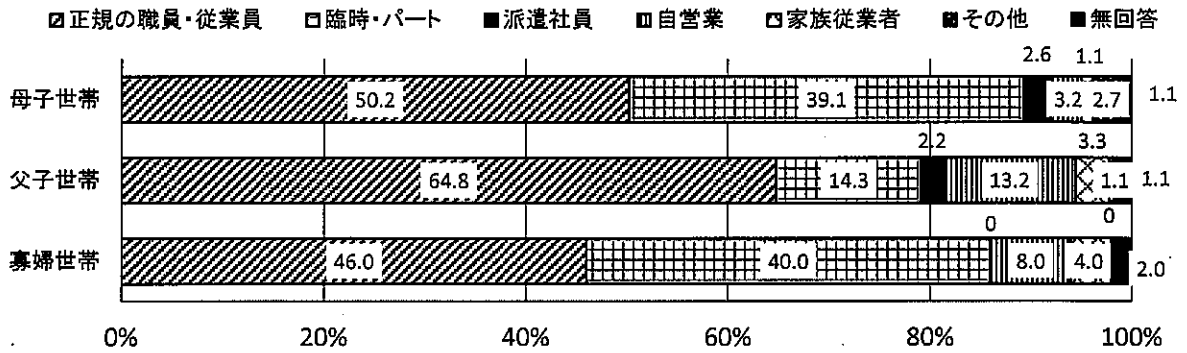
同性愛者、両性愛者や生まれたときの「体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人々などのこと。

●障がい者雇用率の推移（民間企業）



参考：厚生労働省「障害者雇用状況調査」（平成26年）

●ひとり親世帯の就業状況

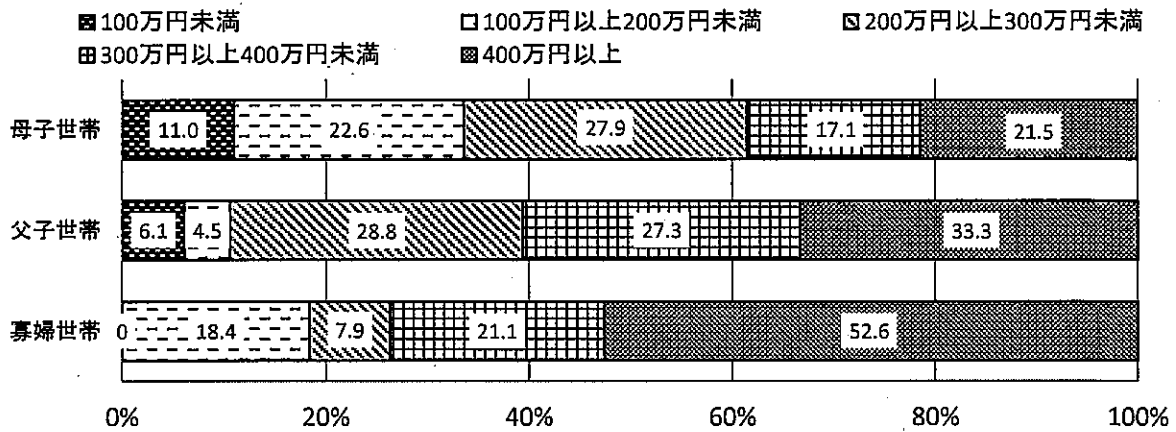


参考：鳥取県ひとり親家庭等実態調査（平成 25 年）

*寡婦世帯

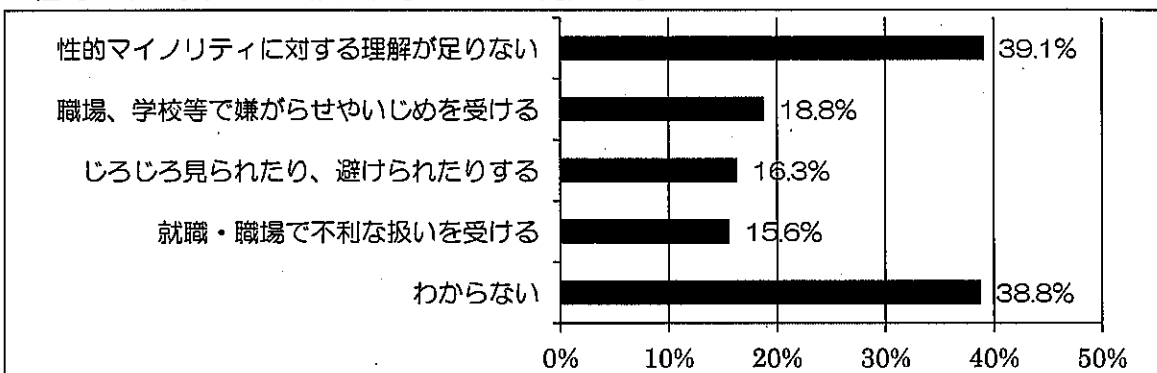
65歳未満の配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者からなる世帯のこと。

●ひとり親世帯の年間収入



参考：鳥取県ひとり親家庭等実態調査（平成 25 年）

●性的マイノリティの人権に関することで問題があると思うこと



参考：鳥取県人権意識調査（平成 26 年）

＜施策の基本的方向＞

(1) 高齢者が暮らしやすい環境の整備

高齢者が社会と関わりを持ち続け、住み慣れた地域で安心して暮らし、自立した日常生活を営めるよう、高齢者の地域活動を支援し、建築物、道路や駅などのバリアフリー化等を進めるとともに、家族介護者の負担軽減を図り、介護を社会全体で支えていくため、介護従事者などの人材確保や介護サービスの質の向上など、介護基盤を整備します。

【具体的施策】

- ① 住民が主体となった高齢者、障がい者等の要配慮者の災害時の避難行動、日頃の見守り等の体制整備の取組を支援します。
- ② 成年後見支援センターの運営や、日常生活自立支援事業の支援により高齢者、障がい者等の権利擁護の推進を図ります。
- ③ 介護人材を確保し、介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図るため、介護保険サービスに従事する各種専門職等に対し、職種別・専門技術別の研修を実施します。
- ④ 元気な高齢者の地域活動を支援するため、シニアバンクなどによる技能、経験、資格などを活かした地域活動や高齢者等の地域住民が集う拠点整備の支援を行います。
- ⑤ 高齢者への総合的な生活支援の中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化を支援します。
- ⑥ 市町村や地域包括支援センター職員、介護サービス事業者等を対象とした介護予防の取組の実施に係る研修等を実施し、介護予防の推進を図ります。
- ⑦ 高齢者虐待の防止に向け、高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発の推進、早期発見・早期対応のための体制を整備するため、研修事業等を実施します。
- ⑧ 予防・早期発見・早期治療の体制の整備や、専門的な医療や介護及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療・介護専門職の養成、認知症に関する相談・支援の強化など、認知症対策を進めます。
- ⑨ バリアフリー化に向け、高齢者や身体障がい者等の移動及び施設利用に配慮した建築物の整備を促進します。
- ⑩ 県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高

齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯等を優先して募集します。

- ⑪ 専任相談員による入居相談対応や協力不動産店等の登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。
- ⑫ ユニバーサルデザイン*に関する理解に向け、地域、団体、企業が開催する集会などへの出前講座や小中高生を対象とした出前授業、県民を対象とした UD 研修を開催します。

***ユニバーサルデザイン (UD)**

障がいの有無、年齢、性別、言語など、人の差異に可能な限り無関係に、誰にでも利用しやすいように製品、建物、環境などをデザインすること。

(2) 障がい者が暮らしやすい環境の整備

障がいのある人がその意欲や能力に応じて、社会の一員として生活を送ることができるようバリアフリーやユニバーサルデザインの促進による生活しやすい環境整備や生活・就業の支援を行います。

また、障がいのある人が暮らしやすい社会の実現に向けて、あいサポート運動の推進など様々な障がいの特性や必要な配慮などについて理解を深めるための啓発、広報活動を積極的に推進します。

【具体的施策】

- ① バリアフリー化に向け、高齢者や身体障がい者等の移動及び施設利用に配慮した建築物の整備を促進します。【再掲】
- ② ユニバーサルデザインに関する理解に向け、地域、団体、企業が開催する集会などへの出前講座や小中高生を対象とした出前授業、県民を対象とした UD 研修を開催します。【再掲】
- ③ 県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯等を優先して募集します。【再掲】
- ④ 専任相談員による入居相談対応や協力不動産店等の登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。【再掲】
- ⑤ 成年後見支援センターの運営や、日常生活自立支援事業の支援により高齢者、障

がい者等の権利擁護の推進を図ります。【再掲】

- ⑥ 住民が主体となった高齢者、障がい者等の要配慮者の災害時の避難行動、日頃の見守り等の体制整備の取組を支援します。【再掲】
- ⑦ 障がい者を対象とした職業訓練を実施し、障がい者の雇用・就業の促進を図ります。
- ⑧ 一人一人の障がい者がある適性とその能力に応じた職に就き、自己実現と社会参加を一層促進するために、障がい者の一般就業を支援します。
- ⑨ 多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや障がいのある方への必要な配慮などを理解し、障がいのある方にちょっとした手助けを行う「あいサポーター」を増やし、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を実現するため、研修や啓発活動等を実施します。

(3) 外国人が暮らしやすい環境の整備

県内で働いたり、生活する外国人に対して多言語での日常生活情報の提供や、相談体制を整備し、医療、保健・福祉サービスの充実、子どもの就学の実態を踏まえた支援、就労環境・住みやすい住環境の整備など、安心して暮らせる環境を整備します。

【具体的施策】

- ① ホームページ運営やメールマガジンの配信、機関紙の発行において、多言語情報発信による支援を行います。
- ② 専門通訳ボランティアの派遣、国際交流コーディネーターの配置、日本語クラスの運営などによるコミュニケーション支援を行います。
- ③ 国際交流フェスティバル、多文化共生出前講座、子どものための異文化理解体験講座、国際交流の集いなどによる国際理解の推進を図ります。
- ④ 専任相談員による入居相談対応や協力不動産店等の登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。【再掲】

(4) ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援

生活上の困難な状況に陥りやすいひとり親家庭等に対し、子育て・生活支援、就業支援など地域での生活を総合的に支援します。

また、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合などについて、人権教育・啓発を進めます。

子どもの将来がその経済的な環境によって左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育・生活支援、保護者の就労や経済的支援など子どもの貧困対策を総合的に推進します。

子ども用トイレや授乳コーナー、親が乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレの設置等、外出しやすい環境を整備するなど、子どもや子育て中の方の視点でバリアフリーを推進します。

【具体的施策】

- ① 女性や性的マイノリティ等の様々な人権問題をテーマとした講演会の開催、人権ラジオ番組や各種啓発資料の配付等により、人権に対する意識啓発に取り組みます。
- ② ひとり親家庭の生活の安定と就業・自立促進等に向け、手当の支給や資金の貸付、医療費の助成、就業相談から技能講習といった就業支援サービス等総合的に支援を行います。
- ③ 国の配置基準を超えて母子指導員を配置し、母子生活支援施設の機能を強化します。
- ④ 一定要件を満たす母子家庭の母等が公共職業訓練等を受講するときに訓練手当を支給します。
- ⑤ 県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯等を優先して募集します。【再掲】
- ⑥ 子どもの貧困対策の推進にあたり、生活保護を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援の推進など関連施策を連動させ一体的に推進することにより、効果的な施策展開を図ります。

(5) 性的マイノリティに関する理解促進

学校教育において、児童生徒の発達段階に即して、性的マイノリティの児童生徒の不安や悩みを受け止め、きめ細やかな対応の実施や教育の推進に努めます。

採用等における差別が行われないよう、企業等で性的マイノリティの人権に対する理解を深めるための啓発を推進します。

【具体的施策】

- ① 人権相談窓口（人権尊重の社会づくり相談ネットワーク）を設置し、電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談の実施や関係機関の連携強化等により、様々な人権相談に総合的に対応します。
- ② 女性や性的マイノリティ等の様々な人権問題をテーマとした講演会の開催、人権ラジオ番組や各種啓発資料の配付等により、人権に対する意識啓発に取り組みます。

<数値目標>

項目	現状		目標	
シニア人材バンクへの延べ登録者数	393人	H27	2,000人	H31
とっとりシニア人材バンク掲載者数	108人	H27	150人	H30
学校支援ボランティア (登録者数) (実施市町村数)	7,098人 14市町村	H27	9,000人 19市町村	H31
ふれあい共生ホーム (設置数) (設置市町村数)	41箇所 12市町村	H27	50箇所 19市町村	H31
あいサポーター数	292,548人 (うち県内 63,207人)	H27	全国44万人 (うち県内 81,000人)	H32
ユニバーサルデザインを理解している県民の割合	21.6%	H26	50%	H31
障がい者の実雇用率				
民間企業	1.99%	H27.6	2.0%	H30
知事部局	2.95%	H27.6	3.0%	H30
教育委員会	2.75%	H27.6	2.9%	H30
病院局	1.9%	H27.6	2.3%	H30
警察本部一般職員	2.61%	H27.6	2.61% 以上	H30
ひとり親家庭を対象とした高等職業訓練 促進継続給付金事業の実施市町村数	5市町村	H27	19市町村	H31
ひとり親家庭を対象とした自立支援教育 訓練給付金事業の実施市町村数	12市町村	H27	19市町村	H31
貧困世帯向けの学習支援事業の実施市町村数	9市町	H27	19市町村	H31

重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

〈現状と課題〉

暴力は個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害です。

男女共同参画社会の実現に向け、DV*、性暴力やストーカー行為などあらゆる暴力を許さないという意識を社会に浸透させ、その対象の性別や被害者、加害者の間柄を問わず、暴力の防止に向けた普及啓発、相談体制の周知や充実、被害者支援を進めていく必要があります。

DVに関わる相談は、923件（平成27年度）で前年度より60件増加しています。鳥取県男女共同参画意識調査（平成26年）によると、女性3.5%、男性1.2%が、この5年の間にDV被害を受けたことがあると答えており、そのうち6割以上が被害をどこ（誰）にも相談していません。警察におけるDV事案の認知件数は、93件（平成27年）で減少傾向にありますが、10年前と比較して、約4倍に増加しています。さらに、交際中の男女間の暴力（デートDV）も問題化しており、若者を中心とした予防教育・啓発も重要な課題となっています。

また、児童虐待に関する相談も依然として多く寄せられており、子どもの命に係る事案も発生しています。虐待の発生予防、早期発見・早期対応から子どもの自立まで総合的な支援が必要です。

性暴力は、加害者との面識がある場合が多く、世間体を気にするなど、声をあげられない被害者が多くいます。鳥取県男女共同参画意識調査（平成26年）によると、女性の約7%が性暴力被害を受けたと回答しており、その半数がどこにも相談していません。性暴力被害者への支援に関する仕組みが整備されていないため、支援体制を構築する必要があります。

また、支援に関わる機関・団体が、支援を行う段階で被害者に二次被害*を与えてしまうことがないように、関係機関の性暴力被害者に対する理解を深めていくことも課題です。

情報通信技術の発展によりインターネットが急速に普及し、インターネットに接続できる端末も多様化し、さまざまな情報をたやすく入手・情報発信できるようになりました。発信されている情報の中には、固定的性別役割分担意識を肯定する内容や女性や子どもを性的・暴力行為の対象としたような人権侵害となるものもあります。また、インターネットを使ったコミュニケーションも拡大しています。様々な情報を適切に判断したり、活用することができる力を養っていく必要があります。

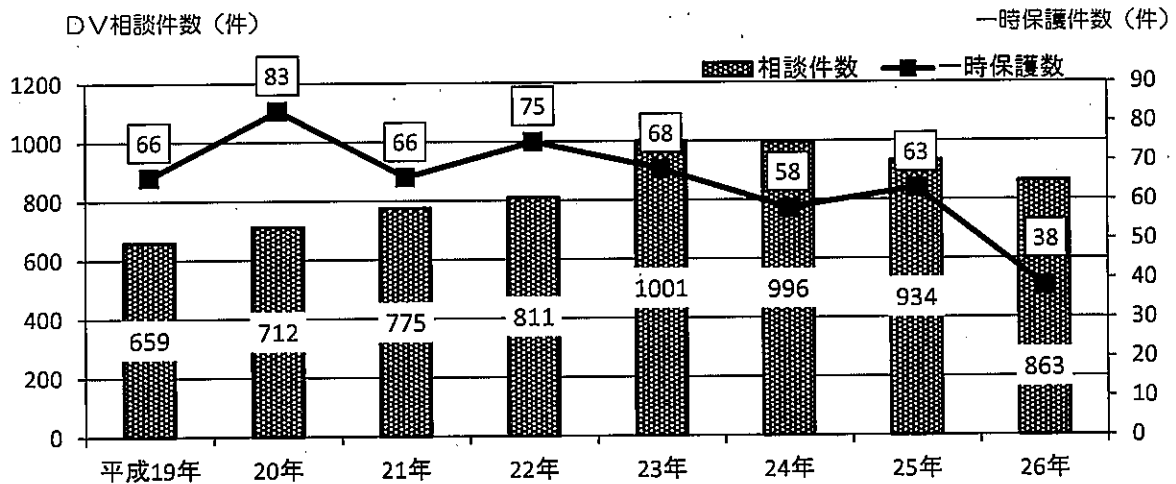
***DV（ドメスティックバイオレンス）**

配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はそのような関係にあった人から振るわれる暴力であり、それを利用して相手を支配すること。

***二次被害**

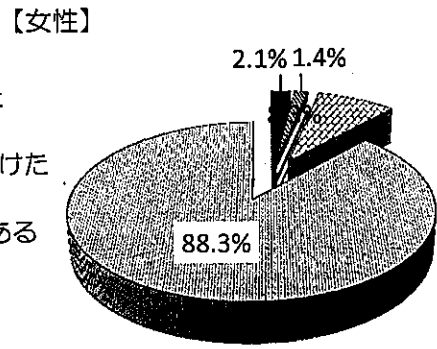
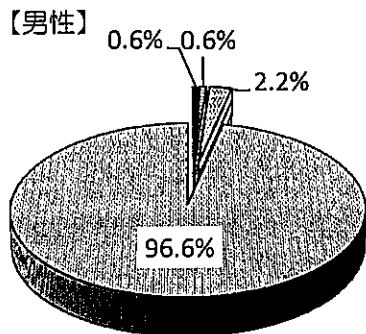
相談・保護、捜査、裁判等に携わる職務関係者等の不適切な言動により、被害者が傷つき、更なる被害が生じること。

●DV相談件数、一時保護数の推移

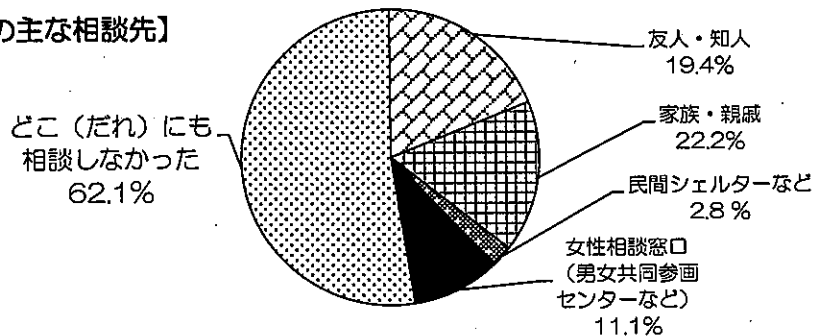


参考：鳥取県青少年・家庭課調べ

●DVの被害経験

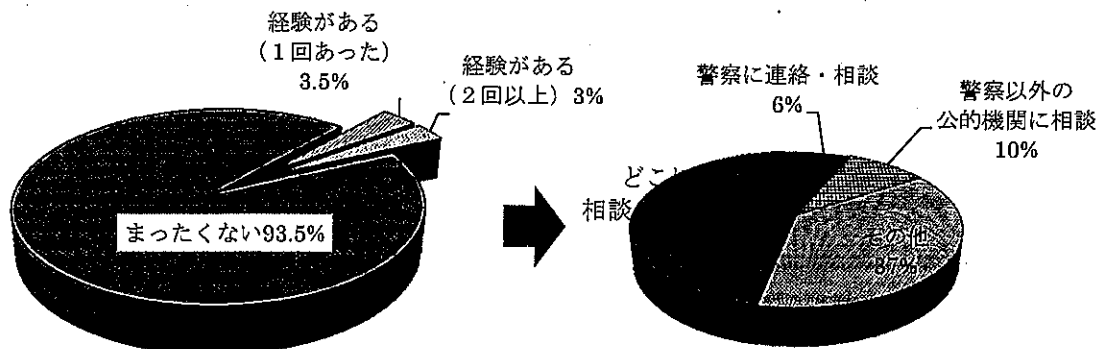


【DV被害の主な相談先】



参考：鳥取県男女共同参画意識調査（平成26年）

●性暴力の被害経験（女性）



参考：鳥取県男女共同参画意識調査（平成 26 年）

<施策の基本的方向>

（1）暴力を許さない社会づくり

DV・児童虐待・性暴力等、あらゆる暴力の防止及び被害者支援に取り組みます。

(1)-1 DV 防止及び被害者支援

「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」に基づき、DV、デートDV防止に向けた地域・職場・学校等における研修や啓発、関係機関との情報共有・連携による被害者保護、被害者の緊急保護支援、一時保護施設の充実など安全確保、住宅の確保、就労、子どもの養育、心身のケアなど自立に向けた支援を行うなど、総合的な取組を推進します。

【具体的施策】

- ① DV等の男女間の暴力やハラスメントなどに関するセミナー等による男女の対等な人権に関する意識啓発を実施します。
- ② 女性に対する暴力防止の普及啓発を行います。
- ③ 県が養成したDV（デートDV）予防啓発支援員を高等学校や地域等での研修会に講師等として派遣し、DV予防の啓発を推進します。
- ④ 精神的ダメージや経済的理由から、避難所を退所後、すぐ自立できないDV被害者に住居・心理ケアを施し、DV被害者の精神の回復と経済的自立を図ります。
- ⑤ DV被害者等支援体制を強化し、DV被害者の支援及び未然防止を図ります。

- ⑥ 一時保護を要する女性を支援するため、婦人相談所に併設する婦人相談所一時保護所を運営します。
- ⑦ 県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯等を優先して募集します。【再掲】
- ⑧ 専任相談員による入居相談対応や協力不動産店等の登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。【再掲】

(1)-2 性犯罪・ストーカーの防止及び被害者支援

性犯罪の被害防止に向けた予防的活動の推進、関係機関との連携による被害者支援や相談体制の充実を図ります。

ストーカーに関する相談・申出を受けて、警告等の行政措置や被害者保護活動を的確に行うための体制を整備します。

【具体的施策】

- ⑨ 声かけ等の性犯罪の前兆事案発生時には速やかに情報発信し、注意喚起するとともに、犯罪にいたらない場合であっても、指導警告するなど予防活動を推進します。
- ⑩ 性犯罪被害者に対する経済的支援として、初診料、初回処置料、診断書料、人工中絶費用を負担します。
- ⑪ ストーカー事案に対する被害者等の安全確保を最優先にした対応を推進します。

(1)-3 性暴力の被害者支援

性暴力被害者支援体制の早期構築を目指し、関係機関・団体が連携して、被害者が被害直後から中長期にかけて必要な支援を受けられる体制づくりを進めます。

性暴力被害者に被害直後からの総合的な支援(産婦人科・精神科等の医療的支援、カウンセリング等の心理的支援、法的支援等)を提供することにより、被害者の心身の負担軽減と健康回復を図ります。

性暴力被害者・加害者を発生させないために、あらゆる機会を通じて性暴力被害の実態や被害者支援の必要性等の普及啓発を行います。

【具体的施策】

- ⑫ 性暴力被害者を支援するため、関係機関・団体が連携して支援する仕組みの構築、相談窓口の設置、支援員の確保・養成を推進します。
- ⑬ 公開講座等により性暴力被害者支援について意識啓発を推進します。

(1)-4 児童虐待の防止及び被害者支援

子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制を整備するとともに、関係機関の連携強化を図ります。

【具体的施策】

- ⑭ 児童虐待防止に携わる職員の資質向上、適切な支援を行うため関係機関の連携強化、児童虐待の予防、早期発見、早期対応の体制を推進します。

(2) 安心して相談できる体制づくり

被害者の置かれている様々な状況に適切に対応できるよう、配偶者暴力相談支援センターの機能を強化するとともに、関係機関と連携し、安心して相談できる体制を整備します。また、加害者対策の必要性から、更生のための施策を実施します。

性暴力被害者が安心して相談できるよう被害者相談窓口を設置します。

【具体的施策】

- ① 人権相談窓口（人権尊重の社会づくり相談ネットワーク）を設置し、電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談の実施や関係機関の連携強化等により、様々な人権相談に総合的に対応します。【再掲】
- ② 男女共同参画センターにおいて、東中西部に相談窓口を設置し、男女共同参画に関する相談に対応します。
- ③ 自らの暴力を反省し更生の意思のあるDV加害者のための電話相談窓口を設置し、あわせて相談員の確保及び資質向上のための研修を実施します。
- ④ 外国人DV被害者の通訳を行うことができる外国人等の養成を行い、被害者支援及びDV被害の未然防止に努めます。
- ⑤ 配偶者からの暴力、離婚、生活困窮、ストーカー被害等女性の諸問題についての相談対応や援助を実施します。

- ⑥ 性犯罪被害者に係る相談窓口として、性犯罪 110 番について広報周知します。
- ⑦ 性犯罪被害者支援カウンセラーの委嘱を行い、被害者に照会した上で、カウンセリングを実施します。
- ⑧ 性暴力被害者支援に係る相談窓口を設置します。

(3) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

違法・有害な情報が多様化し、受信も容易になっていることから、インターネットを始め、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどのメディアを通じて流れる様々な情報を適切に収集・判断し、活用することができる能力（メディア・リテラシー*）の向上を図ります。

「鳥取県青少年健全育成条例*」に基づき、青少年の健全な育成が図られるよう、ペアレンタルコントロール*の普及促進など社会環境づくりを推進します。

*メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

*鳥取県青少年健全育成条例

青少年の健全な育成に関する県及び県民の果たすべき責務を明らかにするとともに、青少年のための良好な社会環境の形成を図るために必要な措置を講じ、青少年の健全な成長に寄与することを目的とし、インターネット上の有害情報への対応などについて規定している条例。

*ペアレンタルコントロール

青少年が利用するインターネット接続機器に、利用時間の制限や能力や年齢に応じたフィルタリングを行うなど、青少年のインターネットの利用を管理するために保護者が行うべき措置のこと。

【具体的施策】

- ① 青少年を取り巻く環境浄化など青少年の健全育成に努めます。
- ② 子どもたちの正しいメディア利用に関する保護者等への啓発活動を実施します。
- ③ 情報を主体的に収集、判断できる能力を育成するため、学校における情報教育及び消費者教育を充実します。

<数値目標>

項目	現状		目標	
過去1年間にドメスティック・バイオレンス（DV）を受けたことがあると答えた人の割合	1.4%	H26	0%	H31
性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター設置数	0箇所	H27	1箇所	H32

基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

<現状と課題>

男女共同参画社会を実現していくためには、固定的性別役割分担意識などに基づいた画一的な生き方にとられることなく、あらゆる場面において一人ひとりの望む生き方が尊重されるよう、男女共同参画への理解を深め、意識を育んでいくことが必要です。

平成26年に実施した鳥取県男女共同参画意識調査によると、男女の地位の平等意識について、学校教育の場では7割以上の方が「平等」と感じていますが、「社会通念」、「地域」、「職場」などさまざまな場面で「男性優遇」と感じている人が依然として多くいます。

男女共同参画社会を実現していく上で、私たちの意識の中に形成された固定的性別役割分担意識や男女平等感の形成などが大きな課題となっています。

固定的性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画を進める必要性について、一人ひとりの理解の促進と社会の意識改革が不可欠であり、あらゆる人たちが共感できるよう、様々な機会や地域、家庭、職場、学校など様々な場面を通じた広報・啓発により理解を広げていくことが必要です。

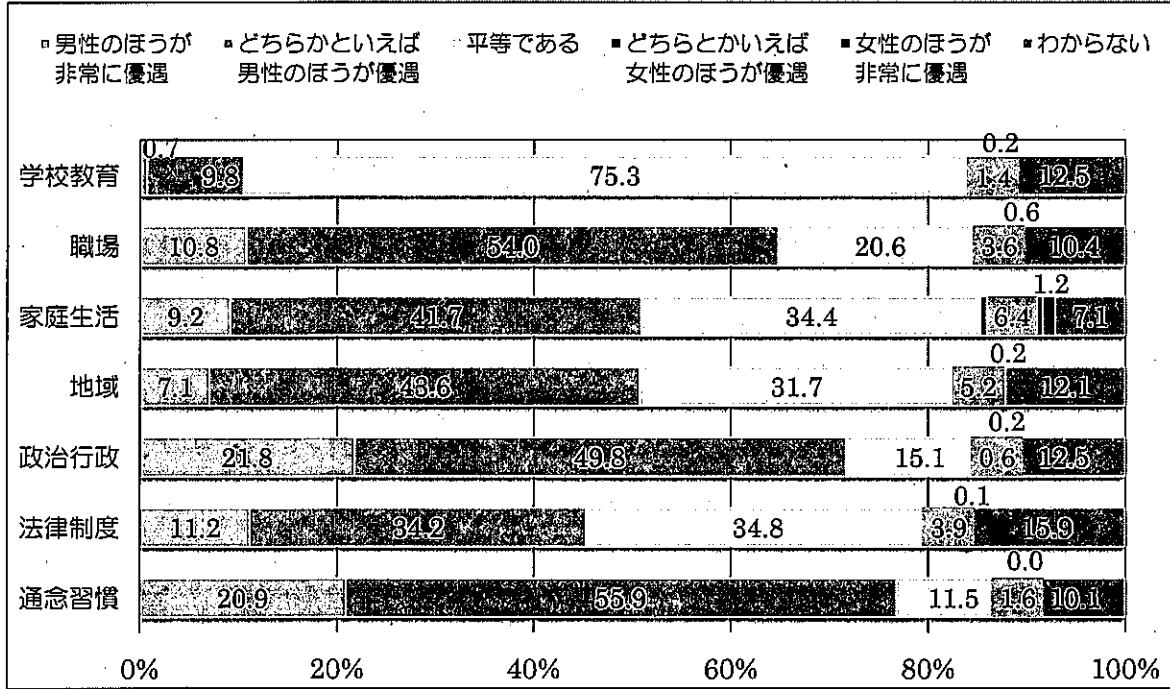
また、男女が生涯を通じて男女共同参画の意識を高めるために学習機会を提供していくことや、地域や家庭における男女共同参画への理解を広げていくことも必要です。

男性の家事や育児をはじめとした家庭生活や地域活動への参画が進んでいない現状にあることから、男性自身の意識だけでなく、家庭・地域・職場などの周囲の意識を変え、男性が家庭生活や地域活動を前向きにとらえ、積極的に参画できる環境づくりを進めていくことが必要です。

鳥取県の未来を担う子どもたち一人ひとりが思いやりや自立の意識を育み、自らの意思でその生き方を選択できるよう、その基礎として、子どもの頃から男女共同参画の視点に立った学校教育を推進していくことが大切です。

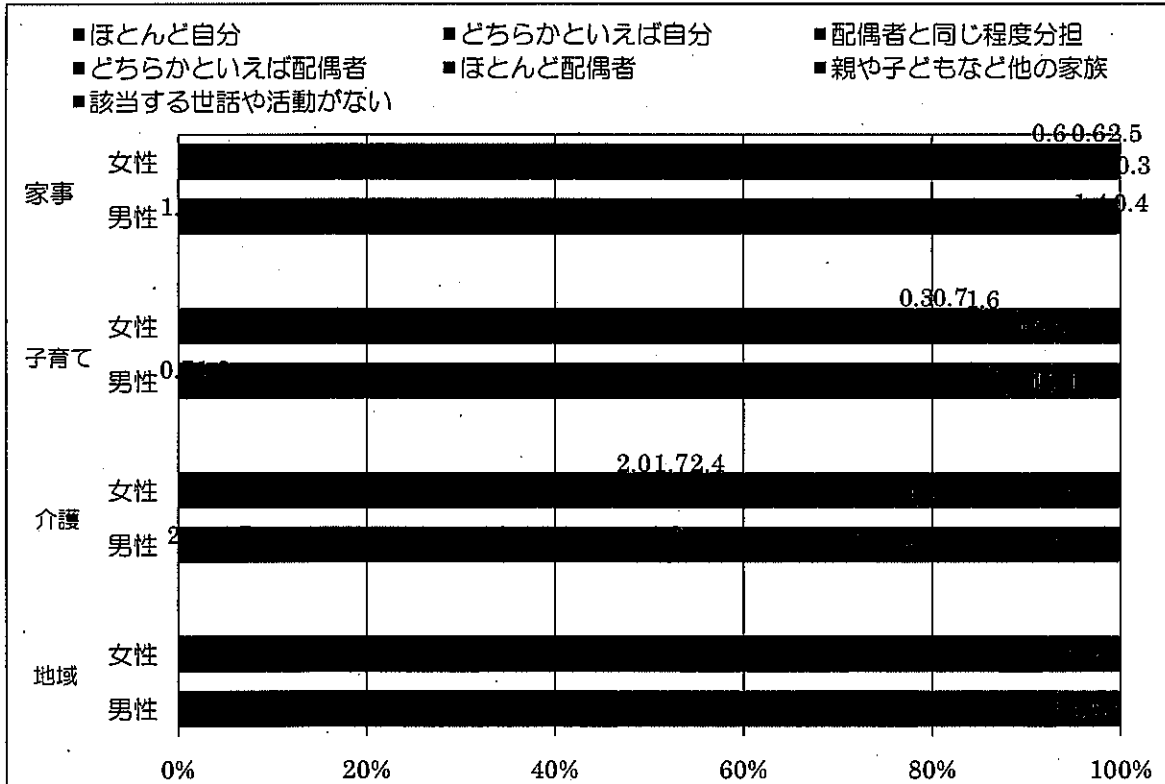
さらに、外国人旅行客の増加など多くの外国人と関わりを持つ機会が増えていることから、国により異なる文化や価値観などを学び認め合う国際交流を進め、県民一人ひとりの個性が尊重される住みやすい社会をつくるため、国際的な視野に立った人材育成や異文化等への理解が必要です。

●男女の地位の平等感



参考：鳥取県男女共同参画意識調査（平成 26 年）

●家庭の仕事の分担状況



参考：鳥取県男女共同参画意識調査（平成 26 年）

＜施策の基本的方向＞

(1) 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発

男性、子ども、若年層などを含めあらゆる層に対し、男女共同参画の意義や必要性について共感できるよう広報紙、ホームページ、新聞、テレビ、インターネットなど様々なメディアを活用し、機会をとらえた広報・啓発活動を進めます。

鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）や、市町村、民間団体などが連携し、男女共同参画の普及啓発を充実するとともに、県民の男女共同参画の取組への理解を深めるために国際的な動向、国や他の都道府県の取組について、情報収集を図り、学習機会を提供します。

【具体的施策】

- ① フォーラムや広報誌等多様な手法を通じて幅広い層に男女共同参画に関する情報の発信・啓発を行います。
- ② 鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）において、男女共同参画に関する書籍、DVD等の資料を収集し、学習資料として提供します。
- ③ 県及び市町村の実施する男女共同参画事業の状況を把握し、一体的に情報発信を行います。
- ④ 男女共同参画白書及びマップを作成し、県や市町村の取組状況を公表します。
- ⑤ 鳥取県人権ひろば21「ふらっと」では、男女共同参画に関する書籍やDVD等の貸し出しの他、交流スペースを活用した研修会や人権ビデオ上映会等を開催します。

(2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進

子どもたちの発達段階に応じた人権の尊重及び男女平等観の育成、男女共生に関する教育の充実を図るため、教職員など教育関係者が男女共同参画の理念を理解し、学校教育において男女共同参画を推進することができるよう研修などの取組を促進します。

性別による固定的な職業観や進学観にとらわれず、一人ひとりが自らの生き方を考え、進路選択できるようキャリア教育を推進します。

子どもたちの将来が経済的な環境によって左右されることのないよう、児童生徒の学習環境を整備・保障するための支援をします。

子どもたちが健やかに成長できるよう、発達段階に応じた適切な性に関する指導を行います。

【具体的施策】

- ① 男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集について、人権教育主任研究協議会等の機会をとらえ教職員へ活用を促します。
- ② 「家庭」「公民」「保健体育」等の学習、特別活動等で男女共同参画に対する意識を育成します。
- ③ キャリア教育や様々な体験、探究活動等を推進することにより、自らの将来に夢や目標を抱かせ、実現に向けた意欲を高める取組を行います。
- ④ スクールカウンセラーを学校に派遣し、いじめ、不登校などの問題を抱える生徒に対して、相談を行います。また、教職員への助言をとおして指導力の向上を図ります。
- ⑤ 親、友人、学校の先生等に相談できない悩みなどの電話相談を実施する民間団体を支援します。
- ⑥ いじめなど人権に関する悩みなどの相談窓口を設置し、問題解決に向け支援します。
- ⑦ 性に関する指導・エイズ教育研修会、性に関する指導実践研修会の開催など、学校における性に関する指導・エイズ教育を充実します。【再掲】
- ⑧ 学校に専門家を派遣、講演会等を実施し、心や性等の健康問題への対策を行います。

(3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供

家庭、地域において、男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担意識にとられず、男女が共に相手の立場を理解し助け合って暮らしていけるよう、学習機会を提供し人材育成を図ります。

また、女性が自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、情報提供や学習機会を充実します。

【具体的施策】

- ① 男女共同参画センターが実施する啓発講座に加え、県内の民間団体が実施する啓発事業への支援など様々な手法で学習機会を提供します。
- ② 生涯学習講座として、とっとり県民カレッジ講座「未来をひらく鳥取学」等を開催します。
- ③ 保護者が参加する学習機会に家庭教育アドバイザーを派遣し、親の学びを支援します。
- ④ 「とっとり子育て親育ちプログラム」を普及させ、親の気づきと家庭教育について学びあえる仲間づくりを促す学習機会を提供します。
- ⑤ 家庭教育啓発を行うための広報の充実を進めます。
- ⑥ 社会教育について専門性の高い人材として、社会教育主事を養成します。
- ⑦ インターネット、情報誌等を活用し、生涯学習情報を提供します。

(4) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進

男性の固定的性別役割分担意識を解消し、地域や家庭での男性の責任と参画の必要性や意義について理解を促進するため、広報・啓発活動や学習機会の提供や精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制を整備します。

また、男性が家庭生活や地域活動に積極的に参画するため、仕事中心の働き方の見直しを進め、育児・介護休業など仕事と生活の両立のための制度についての普及啓発、職場環境の整備を図ります。

【具体的施策】

- ① 男性の家庭進出を促進させるため、男性の意識改革やワーク・ライフ・バランス

等をテーマにした講座を開催します。

- ② 男性を対象とした企業内研修等を推進し、男性の家庭進出を促進します。【再掲】
- ③ 男性が抱える様々な問題に対応するため、男性相談員による「オトコの相談日」及び男性臨床心理士による専門相談を実施します。【再掲】
- ④ 父子手帳の配布や男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する助成金の給付等により、男性の育児参画を推進します。【再掲】

(5) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

県内在住の外国人の方々及び北東アジア諸国を始めとする世界の人々との交流を通じて、国際的な視野で男女共同参画に関する理解を進めます。

また、子どもたちの世界に対する興味・関心を高めグローバル人材育成につながる学校教育や海外留学などを支援します。

【具体的施策】

- ① 青少年による国際協力の推進を図るため、青少年海外協力隊の普及広報活動等への支援を進めます。
- ② 国際交流の推進を図るため、北東アジア諸国との女性指導者交流会の開催及び参加を進めます。
- ③ 国際交流フェスティバル、多文化共生出前講座、子どものための異文化理解体験講座、国際交流の集いなどによる国際理解の推進を図ります。【再掲】
- ④ 柔軟な思考力や豊かな表現力を持ち、国際社会で活躍できる人材を育成するため、語学指導等を行う外国語指導助手（ALT）の配置や留学・海外体験活動などへの支援を行います。

<数値目標>

項目	現状		目標	
「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考える割合	11.5%	H26	50%以上	H31
男女共同参画を知っている県民の割合	58.9%	H26	100%	H31
男女共同参画センターによる県民の男女共同参画学習講座等への支援回数	年間 79回	H26	年間 100回	毎年度
男女共同参画センターによる男女共同参画の理解を促進する講座の参加者数	1,311人	H26	1,500人	毎年度
男性の育児休業取得率（民間企業） 【再掲】	2.7%	H26	15%	H29
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間【再掲】	1日当たり 57分 ※全国 1日当たり 67分	H24	全国平均 以上	H29

参考（数値目標一覧）

番号	重点目標 (施策の基本的方向)	項目	現状		目標（年度）	
基本テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり						
1	1(1)	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を知っている県民の割合	28.1%	H26	50%以上	H31
2	1(1)	週労働時間 60 時間以上の有業者の割合	7.1%	H24	5%	H29
3	1(1)	県職員の時間外勤務削減(年間 360 時間以上の時間外勤務を行った職員割合)	12.4%	H26	10%以内	H32
4	1(1)	県教育委員会事務局及び公立学校に勤務する行政職員の時間外勤務削減(年間 360 時間以上の時間外勤務を行った職員割合)	9.1%	H26	10%以内	H32
5	1(1)	年次有給休暇取得率(県内中小企業)	46.3%	H26	70%	H32
6	1(1)	県職員年次有給休暇(夏季休暇を含む)の1人当たり年間平均取得日数	13.9日	H26	17日以上	H32
7	1(1)	教職員の年次有給休暇等(夏季休暇を含む)の1人当たり年間平均取得日数	14.2日	H26	17日以上	H32
8	1(1)	警察職員の年次有給休暇等(夏季休暇を含む)1人当たり年間平均取得日数	7.2日	H27	17日以上	H31
9	1(1)	県職員の時差出勤又はフレックスタイム制度の利用者数(実人員)	236人	H27	500人	H32

10	1(1) 6(4)	男性の育児休業取得率				
		県職員	5.7%	H26	15%以上	H32
		教職員	4.1%	H26	15%以上	H32
		警察職員	0%	H27	10%	H31
		民間企業	2.7%	H26	15%	H29
11	1(1) 6(4)	6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	1日当たり 57分 ※全国 1日当たり 67分	H24	全国平均以上	H29
12	1(1)	男女共同参画推進企業のうちイクボス宣言企業率	20.5%	H27	85%	H32
13	1(1)	男女共同参画推進企業認定数	586社	H27	800社	H32
14	1(1)	鳥取県家庭教育推進協力企業	580社	H27	700社	H30
15	1(1)	年度中途の保育所等の待機児童数	56人	H27.1 0	解消を目指す	H31
16	1(1)	放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数	91人	H27.5	解消を目指す	H31
17	1(1)	放課後子供教室 (実施市町村数) (実施教室数)	10市町村 42教室	H27	19市町村 55教室	H31
18	1(1)	延長保育設置か所数	142か所	H27	171か所	H31
19	1(1)	一時預かり設置か所数	75か所	H27	79か所	H31
20	1(1)	病児・病後児保育設置か所数	21か所	H27	29か所	H31
21	1(2)	「職場」において男女の地位が平等であると考える割合	20.6%	H26	50%以上	H31
22	1(1) 1(2)	25歳から44歳までの女性の就業率	79.0%	H24	85%以上	H32

23	1 (2)	管理的地位に占める女性割合	従業員 10 名以上の企業	25%以上	H32	
			従業員 100 名以上の企業	30%以上	H32	
24	1 (2)	民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合 (10 人以上)				
		係長相当職	25.4%	H27	30%以上	H32
		課長相当職	17.4%	H27	20%以上	H32
		部長相当職	12.8%	H27	15%以上	H32
25	1 (2)	民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合 (100 人以上)				
		係長相当職	26.1%	H27	35%以上	H32
		課長相当職	18.2%	H27	20%以上	H32
		部長相当職	13.2%	H27	15%以上	H32
26	1 (2)	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の策定数	2 市町村	H27	19 市町村	H32
27	1 (2)	輝く女性活躍パワーアップ企業登録数	41 社	H27	300 社	H32
28	1 (2)	建設業における女性就業者数又はその割合	1,890 人、 建設業労働者数 合計に対する割 合 16%	H26	2,200 人又は 建設業労働者数合 計に対する割合 18%	H32
29	1 (2)	県の地方公務員採用者に占める女性の割合	54.1%	H27	50%程度	H32
30	1 (2)	県の係長級以上 (管理的地位) に占める女性の割合	28.2%	H27.4	32%以上	H32
31	1 (2)	県の課長級以上に占める女性の割合	14.6%	H27.4	20%以上	H32
32	1 (2)	全警察官に占める女性警察官の割合 (育児休業者等を含む)	8.0%	H27	10%	H33
33	1 (2)	公立小中学校の教頭以上に占める女性の割合	18.6%	H28.4	25%程度	H32

34	1 (2)	県立高等学校の教頭以上に占める女性の割合	9.3%	H28.4	10%程度	H32
35	1 (2)	公立特別支援学校の教頭以上に占める女性の割合	37.5%	H28.4	40%程度	H32
36	1 (2)	商工会及び商工会議所の創業支援による女性の創業件数	年間 43件	H27	年間 75件以上	H32
37	1 (2)	非正規雇用から正規雇用への転換者数	324人	H27	1,000人	H30
38	1 (3)	家族経営協定締結農家数	281組	H26	318組	H32
39	1 (3)	農業協同組合における女性役員数	6.7%	H27	10%	H32
40	1 (3)	農業委員に占める女性の割合	32%	H27.8	40%	H32
41	1 (3)	女性認定農業者数	61人	H26	75人	H32
42	1 (3)	指導農業士に占める女性の割合	26%	H26	30%以上	H32
43	1 (3)	女性林業従事者(技術者)数	5人	H27	10人	H32
44	1 (3)	女性漁業就業者数(漁協等での加工・魚食普及を含む)	105人	H27	150人	H32
45	2 (1) 2 (2)	「町内会や地域」において男女の地位が平等であると考える割合	31.7%	H26	50%以上	H31
46	2 (2)	方針決定の場に女性が参画している自治会の割合	— (現状値なし)	—	50%	H32
47	2 (2)	県、市町村による公民館、自治会等の男女共同参画学習への講師派遣回数	98回	H26	110回	H32
48	2 (2)	とっとり子育て隊認定数	4,340隊	H27	7,440隊	H31

49	2(3)	消防団員 (女性団員数) (女性が入団している市町村数)	158人 18市町村	H27.1	250人 19市町村	H32
50	2(4)	県の審議会等における女性委員割合	44.1%	H27.4	40%以上	毎年度
基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり						
51	3(1)	健康寿命(男女別)	男性:70.87歳 女性:74.48歳	H25	男性:73歳 女性:76歳	H32
52	3(1)	自死者の減少	106人	H27	減らす	H29
53	3(1)	運動習慣のある者の割合	男性:26.6% 女性:29.4%	H24	男女とも 30%以上	H29
54	3(1)	成人の週1回以上スポーツ実施率	男性:57.7% 女性:53.3%	H26	男性:68%以上 女性:63%以上	H31
55	3(1)	1週間の総運動時間が60分以上の児童生徒の割合(男女別)	中学校女:80.4% 中学校男:94.3% 小学校女:88.5% 小学校男:94.2%	H27	中学校女子:81% 中学校男子:95% 小学校女子:90% 小学校男子:95%	H32
56	3(1)	がん検診受診率	胃がん:25.8% 肺がん:27.9% 大腸がん:30.2% 子宮がん:32.0% 乳がん:30.5%	H26	胃がん:50%以上 肺がん:50%以上 大腸がん:50%以上 子宮がん:50%以上 乳がん:50%以上	H29
57	3(2)	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	4市町村	H27	19市町村	H31
58	3(2)	人工妊娠中絶率	10.4	H26	9.4	H32
59	3(2)	妊娠11週以下での妊娠の届出率	91.0%	H26	100%	H32
60	3(2)	妊娠中の喫煙(妊娠の届出時)	2.7%	H26	0%	H32

61	3(2)	県内のNICU 病床数	18 床	H27	24 床	H33
62	4(1)	シニア人材バンクへの延べ登録者数	393 人	H27	2,000 人	H31
63	4(1)	とっとりシニア人材バンク掲載者数	108 人	H27	150 人	H30
64	4(1)	学校支援ボランティア (登録者数) (実施市町村数)	7,098 人 14 市町村	H27	9,000 人 19 市町村	H31
65	4(1)	ふれあい共生ホーム (設置数) (設置市町村数)	41 箇所 12 市町村	H27	50 箇所 19 市町村	H31
66	4(2)	あいサポーター数	292,548 人 (うち県内 63,207 人)	H27	全国 44 万人 (うち県内 81,000 人)	H32
67	4(1) 4(2)	ユニバーサルデザインを理解している県民の割合	21.6%	H26	50%	H31
68	4(2)	障がい者の実雇用率				
		民間企業	1.99%	H27.6	2.0%	H30
		知事部局	2.95%	H27.6	3.0%	H30
		教育委員会	2.75%	H27.6	2.9%	H30
		病院局	1.9%	H27.6	2.3%	H30
		警察本部一般職員	2.61%	H27.6	2.61%以上	H30
69	4(4)	ひとり親家庭を対象とした高等職業訓練促進継続給付金事業の実施市町村数	5 市町村	H27	19 市町村	H31
70	4(4)	ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数	12 市町村	H27	19 市町村	H31

71	4(4)	貧困世帯向けの学習支援事業の実施市町村数	9市町	H27	19市町村	H31
72	5(1)	過去1年間にドメスティック・バイオレンス(DV)を受けたことがあると答えた人の割合	1.4%	H26	0%	H31
73	5(1) 5(2)	性暴力被害者支援のためのフンストップ支援センター設置数	0箇所	H27	1箇所	H32
基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり						
74	6(1)	「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考える割合	11.5%	H26	50%以上	H31
75	6(1)	男女共同参画を知っている県民の割合	58.9%	H26	100%	H31
76	6(1) 6(3)	男女共同参画センターによる県民の男女共同参画学習講座等への支援回数	年間79回	H26	年間100回	毎年度
77	6(1) 6(3)	男女共同参画センターによる男女共同参画の理解を促進する講座の参加者数	1,311人	H26	1,500人	毎年度
再掲	1(1) 6(4)	男性の育児休業取得率(民間企業)	2.7%	H26	15%	H29
再掲	1(1) 6(4)	6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	1日当たり57分 ※全国 1日当たり67分	H24	全国平均以上	H29